

津市久居中央スポーツ公園内 プールのライダー改修工事

	意匠図		構造図
A - 1	改修工事特記仕様書 1	S - 1	構造設計特記仕様書
A - 2	改修工事特記仕様書 2	S - 2	QLデッキ標準図
A - 3	改修工事特記仕様書 3	S - 3	伏図・軸組図 (参考図)
A - 4	改修工事特記仕様書 4		
A - 5	付近見取図・配置図 兼 外部仮設図・面積表		
A - 6	平面図		
A - 7	床伏図		
A - 8	立・断面図 (改修前)		
A - 9	立・断面図 (改修後)		
A - 10	雑詳細図 1		
A - 11	雑詳細図 2		
A - 12	雑詳細図 3・部材リスト・鉄骨詳細図 1		
A - 13	鉄骨詳細図 2		

<p>工事特記仕様書（改修）</p> <p>I. 工事名称 津市久居中央スポーツ公園内プールスライダー改修工事</p> <p>II. 工事概要</p> <p>1 工事場所 津市 戸木町 地内</p> <p>2 敷地面積 13,472㎡</p> <p>3 工事内容</p> <p>標名称 プールスライダー</p> <p>構造 鉄骨造2階建て</p> <p>建築面積 28.00㎡</p> <p>延べ面積 28.00㎡</p> <p>工事項目 内外装改修、塗装改修、躯体改修</p> <p>III. 建築改修工事仕様</p> <p>1 共通仕様</p> <p>図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（以下「改修標準仕様書」という。）による。</p> <p>2 特記仕様</p> <p>(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。</p> <p>(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。</p> <p>(3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改修仕の該当項目等を示す。</p>	<p>章 項目 特記事項</p> <p>1 ① 適用基準等</p> <p>1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）</p> <p>国土交通大臣官庁官庁営繕部監修（平成31年版）</p> <p>2) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）</p> <p>国土交通大臣官庁官庁営繕部監修（平成31年版）</p> <p>3) 建築工事標準詳細図</p> <p>国土交通大臣官庁官庁営繕部監修（平成31年版）</p> <p>② 施工条件</p> <p>施工方法及び検査に関する事項</p> <p>※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。</p> <p>※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。</p> <p>※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。</p> <p>※ 特定作業に伴って発生する振動・騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし又、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承諾を得て行うこと。</p> <p>※ 工事期間中、現場内入場者及び近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周辺道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。</p> <p>※ 場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。</p> <p>※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。</p> <p>※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。</p> <p>※ 工事期間中、工事に起因し既存施設に破損等を与えた場合は、工事受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。</p> <p>※ 工事着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監員立合いのもと写真に記録しておくこと。また、工事過程に於いて、既設施設に破損等を与えた場合は、受注者の負担において速やかに復旧すると共に、市監督員に報告すること。</p> <p>※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事を含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。</p> <p>※ 作業着手までの施設内調査は、事前に施設及び市監督員の承諾を得るものとし、休日等の行事に影響を与えない範囲とする。</p> <p>※ 大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。</p> <p>※ 工事作業については、施設運営に支障をきたさないよう工事の遂行に必要な施工体制を確保すること。</p> <p>※ 外部仮設における、作業スペースへの仮設通路部分は、工事作業員及び工事車両と来場者等との動線交錯が発生するため、安全確保に十分留意すること。</p> <p>また、仮設通路上の敷板養生部分にはゴムマットを敷設するなど、施設利用者への安全対策を十分に行うこと。</p> <p>※ 工事用水、電力については公園内既存の施設を無償で利用できる。但し、施設運営に影響しないよう事前に打合わせのうえ計画し、施工すること。</p> <p>※ 工事中も津市久居中央スポーツ公園には利用者が居るため、安全に十分配慮し、施設運営に影響がないようにすること。</p> <p>※ プールの水抜き・清掃業務が、工事期間中に行われる可能性があるため、業務期間が重なった場合は、調整すること。</p>	<p>③ 発生材の処理等 (1.3.12)</p> <p>本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第04号、以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>分別解体等の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成等</td> <td>・有 ○ 無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・手作業 ○ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>上部構造部分・外装</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・手作業 ○ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>○ 手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>建築設備・内装等</td> <td>・有 ○ 無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> <td>・有 ・ 無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 引き渡しを要するもの ○ 無 ・ 室名札)</p> <p>・ 特別管理産業廃棄物 ・ 有 () 処理方法 ()</p> <p>・ アスベスト成形板等解体時の留意点</p> <p>1. 手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。</p> <p>2. 可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。</p> <p>3. 飛散されない様にする。</p> <p>4. 保護具及び作業着を着用すること。</p> <p>5. 解体されたボード等は、塵のある容器に入れること。</p> <p>6. 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。</p> <p>・ 現場において再利用を図るもの ()</p> <p>○ 再資源化を図るもの ○ コンクリート塊</p> <p>・ アスファルトコンクリート塊</p> <p>・ 建設発生木材</p> <p>引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調査を作成し、監督員へ提出すること。</p> <p>引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェスタ、B2、D票を提示すること。</p>	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・有 ○ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	○ 有 ・ 無	・手作業 ○ 手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	○ 有 ・ 無	・手作業 ○ 手作業、機械作業の併用	屋根	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ・手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	・有 ○ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	その他 ()	・有 ・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	<p>④ 建設副産物情報交換システムの利用</p> <p>再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が1億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出すること。</p> <p>また、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。</p> <p>⑤ 三重県産業廃棄物税</p> <p>本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。</p> <p>なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。</p> <p>6 電気保安技術者 (1.3.3)</p> <p>適用する</p> <p>⑦ 技能士 (1.6.2)</p> <p>職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。</p> <p>8 施工数量調査 (1.5.2)</p> <p>調査範囲及び調査方法 ・ 工種別の特記による</p> <p>9 調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)</p> <p>補修方法 ・ 図示（図面番号：()）・（()）</p> <p>⑩ 建築材料等</p> <p>1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。</p> <p>2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。</p> <p>11 化学物質の濃度測定 (1.6.9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象化学物質（●で示したものとする。）</th> <th>適用</th> <th>施設用途</th> <th>ホルムアルデヒド</th> <th>トルエン</th> <th>キシレン</th> <th>エチルベンゼン</th> <th>スチレン</th> <th>パラジクロロベンゼン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校、教育施設</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>住宅</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>測定対象室及び測定個所数 ・ 図示（施工後17ヶ所）</p> <p>測定方法（ ・ ハッピツ法 ・ アクティブ法）</p> <p>報告書提出部数 2部</p> <p>⑫ 特別な材料の工法</p> <p>改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p> <p>⑬ 騒音・振動の防止</p> <p>低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。</p> <p>⑭ 工事写真</p> <p>営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官庁官庁営繕部（平成28年版））に従い撮影する。</p> <p>提出部数 1部 用紙は上質紙とする。</p> <p>⑮ 完成図 (1.8.2)</p> <p>作成する（○ 完成図 ・ 保全に関する資料 ・（()））</p> <p>完成図作図範囲（設計図を訂正）</p> <p>完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用权は発注者に移譲するものとする。また、製本2部（原図サイズ）により提出すること。</p> <p>⑯ 完成写真</p> <p>○ デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。</p> <p>（A4版用紙に1ページあたり3枚） 1部</p> <p>箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多くなる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。</p>	測定対象化学物質（●で示したものとする。）	適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン	学校、教育施設	●		●	●	●	●	●	●	住宅	●		●	●	●	●	●		その他	●		●	●	●	●	●		<p>17 設備工事との取合い</p> <p>施工範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ・ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び 操作スイッチ <p>施工図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。 <p>⑱ 既存部分等へ (1.3.13)</p> <p>⑲ 事故報告</p> <p>工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。</p> <p>また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。</p> <p>20 消防提出書類</p> <p>1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成</p> <p>・ 本工事（ ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事） ・ 別途工事</p> <p>2) 防火対象物使用開始届出書</p> <p>書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。</p> <p>⑳ 労働安全衛生法に基づき労働災害防止措置</p> <p>労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。</p> <p>㉑ 不正軽油の使用の禁止</p> <p>1) 一般事項</p> <p>市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。</p> <p>2) 調査の協力</p> <p>受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。</p> <p>3) 是正措置</p> <p>受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じよう管理及び監督しなければならない。</p> <p>23 屋外広告物</p> <p>屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。</p>	<p>2 仮設工事</p> <p>① 足場 (2.2.1) (表2.2.1)</p> <p>設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>内部足場の種別 ○ 脚立 ・ 足場板 ○（ 組足場 手摺先行方式 ）</p> <p>外部足場の種別 ○（ 枠組本足場 手摺先行据置式）</p> <p>防護シート等による養生 ○ 適用する ・ 適用しない</p> <p>2 既存部分の養生 (2.3.1)</p> <p>既存部分の養生 ・ 図示</p> <p>既存ブラインド・カーテンの養生</p> <p>養生方法（ ）</p> <p>保管場所 ・ 構内既存施設内</p> <p>固定された備品、机、ロッカーの移動</p> <p>・ 行う ・ 行わない</p> <p>3 仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)</p> <p>屋内の仮設間仕切り ・ A種(100型) ・ B種 ・ C種</p> <p>合板 厚さ ・ 9mm ・ ()</p> <p>せっこうボード 厚さ ・ 9.5mm ・ (12.5mm)</p> <p>合板又は石こうボードの塗装 ・ 行う ・ 行わない</p> <p>仮設扉</p> <p>設置箇所 ・ 図示</p> <p>種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示</p> <p>4 監督員事務所 (2.4.1)</p> <p>・ 構内建物内の一部を使用する。</p> <p>・ 設置する ・ 設置しない</p> <p>監督員事務所の規模(単位:m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用規模</th> <th>10程度</th> <th>20程度</th> <th>35程度</th> <th>65程度</th> <th>100程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監督員事務所の仕上げ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部 位 等</td> <td colspan="5">仕 上 げ</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td colspan="5">合板張り又はビニール床シート張り</td> </tr> <tr> <td>内壁・天井</td> <td colspan="5">合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td colspan="5">装溶融重鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 監督員事務所の備品等 (2.4.1) (b)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>机・いす</th> <th>書棚</th> <th>黒板・白板</th> <th>掛時計</th> <th>温度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>長靴</td> <td>雨合羽</td> <td>保護帽</td> <td>懐中電灯</td> <td>衣類ロッカー</td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>消火器</td> <td>掃除具</td> <td>受注者加入電話 FAX</td> <td>冷暖房機器</td> <td>インターネット</td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑥ 仮設便所</p> <p>構内既存の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用できる ○ 利用できない <p>⑦ 工事用水</p> <p>構内既存の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償） ・ 利用できない <p>⑧ 工事用電力</p> <p>構内既存の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償） ・ 利用できない <p>有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。</p> <p>⑨ 交通誘導警備員</p> <p>配置 ○ 図示</p>	適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度	監督員事務所の仕上げ						部 位 等	仕 上 げ					床	合板張り又はビニール床シート張り					内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り					屋根	装溶融重鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り					種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット	数量	個	個	台	台	台
工程	作業の有無	分別解体等の方法																																																																																																																																				
造成等	・有 ○ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																																																																																																																																				
基礎・基礎ぐい	○ 有 ・ 無	・手作業 ○ 手作業、機械作業の併用																																																																																																																																				
上部構造部分・外装	○ 有 ・ 無	・手作業 ○ 手作業、機械作業の併用																																																																																																																																				
屋根	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ・手作業、機械作業の併用																																																																																																																																				
建築設備・内装等	・有 ○ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																																																																																																																																				
その他 ()	・有 ・ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																																																																																																																																				
測定対象化学物質（●で示したものとする。）	適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン																																																																																																																														
学校、教育施設	●		●	●	●	●	●	●																																																																																																																														
住宅	●		●	●	●	●	●																																																																																																																															
その他	●		●	●	●	●	●																																																																																																																															
適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																																																																																																																																	
監督員事務所の仕上げ																																																																																																																																						
部 位 等	仕 上 げ																																																																																																																																					
床	合板張り又はビニール床シート張り																																																																																																																																					
内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り																																																																																																																																					
屋根	装溶融重鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り																																																																																																																																					
種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																																																																																																																	
数量	組	台	個	個	個																																																																																																																																	
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																																																																																																																	
数量	足	着	個	個	台																																																																																																																																	
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット																																																																																																																																	
数量	個	個	台	台	台																																																																																																																																	

アルテック設計

津市大谷町23番地 TEL 059-225-1602

一級建築士 第177266号

伊藤 公智

DRAWING BY

DATA

原図：A2

津市久居中央スポーツ公園内 プールスライダー改修工事

改修工事特記仕様書1

A - 1

S：non

4 塗り仕上げ (4.2.2)(j) (表4.2.4(その1) (その2))	種類	呼び名	仕上げ形状	工法
	薄付け仕上塗材	・ 外装薄塗材E	・ 砂壁状	吹付け
			・ ゆず肌状	こて
	厚付け仕上塗材	・ 外装厚塗材C	・ 平坦ん状	ローラー
・ 凹凸状			吹付け	
・ ひき起し			こて	
・ 掻き落とし			吹付け	
複層仕上塗材	・ 外装厚塗材Si ・ 外装厚塗材E	・ 吹放し	吹付け	
		・ 凸部処理	こて	
		・ 平坦ん状	ローラー	
		・ 凹凸状	ローラー	
可とう形改修用 仕上塗材	・ 可とう形改修塗材E ・ 可とう形改修塗材RE ・ 可とう形改修塗材OE	・ 吹放し	吹付け	
		・ 凸部処理	こて	
		・ 平坦ん状	ローラー	
		・ さざ波状	吹付け	
・ 外装厚塗Cの上塗材がセメントスタッコ以外の場合 材所要量 (kg/m ²)	・ マスチック塗材塗り ・ A種 ・ B種 仕上材塗り ()	・ 吹放し	吹付け	
		・ 凸部処理	こて	
		・ 平坦ん状	ローラー	
		・ さざ波状	吹付け	
(4.7.2) (表4.7.1) (表4.2.5)	複層仕上塗材の上塗材の種類			
	樹脂種類	溶媒種類	外 観	
	・ アクリル系	・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	
	・ シリカ系	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無	
(4.6.3)	既存塗膜等の除去及び下地処理			
	工法	処理範囲		
	・ サンダー工法			
	・ 高圧水洗工法			
(4.6.4)	下地調整			
	・ C-1	・ C-2	・ CM-2	・ E ()

5 建具改修工事	1 改修工法 (5.1.3)	・ かぶせ工法 ・ カバー工法 ・ 持出し工法 ・ ノンシール工法
	2 防火戸 (5.1.4)	・ 撤去工法 ・ はつり工法 ・ 引抜き工法
	3 見本の製作 (5.1.5)	・ 例示仕様 ・ 個別認定 (認定番号:) ・ 自動閉鎖機構 ・ 図示
	4 防犯建物部品 (5.1.7)	・ 製作する ・ 製作しない
	5 ブラインドボックス等 (5.1.6)(c)	・ 図示 (図面番号:)
	6 アルミニウム製建具 (5.2.2) (5.2.4) (表5.2.1) (表5.2.2)	性能等級等 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級) ・ 耐震ドアセット (等級) ・ 結露水の処理方法 ・ 図示 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種類 ・ 外部に面する建具 ・ B-1 ・ B-2 () ・ 内部に面する建具 ・ C-1 ・ C-2 ()

7 網戸 (5.2.3)(e)	・ 可動式 ・ 固定式 防虫網の材質 ・ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス(SUS316)製 網目 ・ 16メッシュ ・ 18メッシュ 性能等級等 ・ A種 ・ B種 ・ C種
8 樹脂製建具 (5.3.2)~(5.3.5) (表5.3.1)~ (表5.3.3)	・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級) ガラス ・ 複層ガラス () 建具枠見込寸法 ・ 図示 (図面番号:) 水切り ・ 図示 (図面番号:) ぜん板 ・ 図示 (図面番号:) 丁香 ・ 改修標準仕様書(表5.7.3)による ・ 図示 (図面番号:)
9 鋼製建具 (5.4.2)	鋼製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 T-3) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級) ・ 耐震ドアセット (等級) ・ めっき付着量 JIS G 3302 ・ Z12 ・ F12 () JIS G 3317 ・ Y08 () ・ H ₂ 2400又はH ₂ 950の建具 鋼板類の厚さ ・ 図示 (図面番号:) ・ 改修標準仕様書表5.4.2による
10 鋼製軽量建具 (5.5.2) (5.5.5) (5.2.2)(b) (5.5.3) (5.5.4) (5.7.3)(a) (5.2.3)(a)	鋼製軽量建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級) ・ 耐震ドアセット (等級) ・ H ₂ 2400又はH ₂ 950の建具 鋼板類の厚さ ・ 図示 (図面番号:) ・ 改修標準仕様書表5.5.1による
11 ステンレス製建具 (5.6.2) (5.4.2)	ステンレス製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級) ・ 耐震ドアセット (等級)
(5.6.3)	材料 ・ SUS304 ()
(5.6.4)	表面仕上げ ・ HL仕上げ ()
(5.6.5)	曲げ加工 ・ 普通曲げ ・ 角出し曲げ
12 建具用金物 (5.7.2)	金物の見え掛かり部等の材質等 ・ 改修標準仕様書(表5.7.1)による ・ 図示 (図面番号: A-12)
(5.7.4)	マスターキー ・ 製作する 引渡用鍵箱 ・ 必要
13 自動ドア開閉装置 (5.8.2)	開閉装置の性能値 ・ 図示 (図面番号:)
(5.8.3)	センサーの種類 ・ 図示 (図面番号:)
(5.8.3)(f)	凍結防止措置 ・ あり ・ なし
14 自閉式上吊り引戸装置 (5.9.3)	自閉式上吊り引戸装置の性能値 ・ 改修標準仕様書(表5.9.1)による ()
15 重量シャッター (5.10.2)	種類 ・ 一般重量シャッター ・ 屋外用防火シャッター ・ 防煙シャッター 耐風圧強度 (Pa以上) 開閉機能 ・ 上部電動式 (手動併用) ・ 上部手動式 一般重量シャッターのシャッターケース ・ 設ける ・ 設けない ・ めっき付着量 ・ Z12 ・ F12 ()
(5.10.2)(c) (表5.10.1)	開閉形式 ・ 上部電動式 (手動併用) ・ 手動式
(5.10.2)(f) (5.10.3)	耐風圧強度 (Pa以上)
16 軽量シャッター (5.11.2) (表5.11.1)	スラットの材質及び形状 ・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形 ・ めっき付着量 JIS G 3312 ・ Z06 ・ F06 () JIS G 3322 ・ AZ90 ()

17 オーバーヘッドドア (5.12.2)	型式及び機構 セクション材料 ・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ 耐風圧強度 (Pa以上) 開閉方式 ・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式 収納形式 ・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形 ガイドレール ・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板	
18 板ガラス (5.13.2)(a) (5.13.4)	・ 図示	
19 ガラス留め材 (5.13.2)(b)	・ シーリング ・ ガasket ()	
20 ガラス溝の寸法、形状等 (5.13.3)	・ 図示 (図面番号:) ・ 改修標準仕様書 (表5.13.1) による	
21 ガラスブロック積み (5.13.5)	ガラスブロック 表面形状、寸法、厚さ ・ 図示 (図面番号:) 金属枠、補強材 ・ 図示 (図面番号:) 化粧カバー ・ 図示 (図面番号:) 工法 ・ 図示 (図面番号:) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施行計画書として提出する。	
6 内装改修工事	1 一般事項 (6.1.3)(b)	既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲 改修部分 ・ 天井 ・ 壁 ・ 床 改修範囲
	(6.1.3)(c)	天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲 ・ 図示 (図面番号:)
	(6.1.3)(f)	天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修 ・ 図示 (図面番号:)
	2 既存床撤去、下地補修 (6.2.2)(a)(1)	既存床仕上げ材の除去等 浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去 ・ 行う ・ 行わない
	(6.2.2)(a)(2)	合成樹脂塗料の除去等 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法
	(6.2.2)(c)	改修後の床の清掃範囲 ・ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲 ()
	3 既存壁撤去、下地補修 (6.3.2)	既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法 ・ (モルタル塗り)
	4 木下地等 (6.5.1)(c) (表6.5.1) (6.5.2)(a)(2) (表6.5.2)	表面仕上げ ・ A種 ・ B種 ・ C種 木材の含水率 (工事現場搬入時、質量比) 部材名称 下地材 造作材 種 別 ・ A種 ・ B種 ・ A種 ・ B種
	(6.5.2)(b)(1)	製材 「製材の日本農林規格」による製材 部位 樹種・寸法・形状 等級 含水率 下地用 針葉樹製材 造作用 針葉樹製材 広葉樹製材 ・ 図示 ・ () ・ ()
	(6.5.2)(b)(2) (6.5.2)(b)(3) (表6.5.3)	「製材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、難燃処理及び含水率 ・ 図示 (図面番号:) 造作材の材面の品質 ・ A種 () 樹種 部 位 見切、額縁 樹 種 米桐 県 産 材
(6.5.2)(b)(3)	代用樹種の使用 ・ 禁止する ・ 禁止しない	
(6.5.2)(c)(i)	造作用集材材 「集材材の日本農林規格」による造作用集材材 部 位 樹 種 ・ 寸 法 見付け材面の等級 厚さ 造作用集材材 ・ 図示 (図面番号:) ・ () 化粧ばり造作用 集材材 ・ 図示 (図面番号:) ・ () 化粧ばり構造用 造作用集材材 ・ 図示 (図面番号:) ・ ()	

(6.5.2)(c)(ii)	「集材材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、見付け材面の品質 ・ 図示 (図面番号:) 含水率 ・ 15%以下 ・ ()
(6.5.2)(d)(i)	造作用単板積層材 「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材 部位 厚さ 表面の品質 防虫処理 造作用単板積層材 ・ 図示 (図面番号:) ・ () ・ ()
(6.5.2)(d)(ii)	「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材 厚さ、表面の品質、防虫処理 ・ 図示 (図面番号:) 含水率 ・ 14%以下 ・ ()
(6.5.2)(e)	・ 床張り用合板等 部材名称 樹種名 接着の程度 等級 板面の品質 防虫処理等 厚さ
(6.5.5)(a)	・ 防腐、防蟻処理 適用部位 図示 (図面番号:) 保存処理性能区分 () 薬剤の塗布等の処理方法 () ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理 ()
(6.5.5)(b)	・ 防虫処理 図示 (図面番号:)
5 軽量鉄骨天井 下地 (6.6.2) (表6.6.1) (6.6.3)	野縁等の種類 ・ 屋内 ・ 19形 ・ () ・ 屋外 ・ 25形 ・ () 形式及び寸法 ・ 屋外 ・ 図示 (図面番号:) ・ 耐震天井 ・ 図示 (図面番号:) ・ ふところ≥1.5m ・ 改修標準仕様書(6.6.4)(h) ・ 図示 (図面番号:) ・ ふところ>3m ・ 図示 (図面番号:)
(6.6.4)	既存埋込みインサート ・ 使用する ・ 使用しない 既存埋め込みインサート、あと施工アンカーの引き抜き試験 ・ 行う (図示 (図面番号:)) ・ 行わない 耐震天井 ・ 図示 (図面番号:)
6 軽量鉄骨壁下地 (6.7.3)	スタッド、ランナー等の種類 ・ 図示
⑦ ビニル床シート、 ビニル床タイル 及びゴム床タイル 張り (6.8.2) (6.8.2)(a)	材料 ・ ビニル床シート【JIS A 5705 (ビニル系床材)】 種類の記号 色柄 厚さ 備考 FS マーブル 2.5mm
(6.8.2)(b)	・ ビニル床タイル【JIS A 5705 (ビニル系床材)】 種類の記号 厚さ 備考 半硬質ビニル床タイル 2.0mm
(6.8.2)(c)(1)	・ 帯電防止床シート又は床タイル 種類 性能 厚さ 備考 FOA 表面電気抵抗値 1.8×10 ⁵ 以下 5.0mm
(6.8.2)(c)(2)	・ 視覚障害者用床タイル 種類 形状 備考 ビニル床タイル 300×300×7.0mm
(6.8.2)(c)(3)	・ 耐動荷重性床シート 種類 性能 厚さ 備考
(6.8.2)(c)(4)	○ 防滑性床シート又は床タイル 種類 性能 厚さ 備考 FS プール用 防滑性 耐候性 2.1~4.2mm 遮熱 赤外線反射 ○ 接着剤: エポキシ樹脂系 二成分形耐水接着剤 (JIS F☆☆☆☆)
(6.8.2)(e)	・ ゴム床タイル 種類 厚さ 備考
(6.8.3)(a)	工法 下地 ・ モルタル下地 ・ 木下地 ・ その他 (図示)
(6.8.3)(b)	ビニル床シート張り 熱溶接工法 ・ 適用する ・ 適用しない

8 カーペット敷き (6.9.3)(a) (表6.9.1)	・ 織じゅうたん 種類 バイルの形状 帯電性 品質の程度 ・ A種 ・ カットバイル ・ 人体帯電圧 ・ B種 ・ ループバイル ・ 3KV以下 ・ C種 ・ カット、ループ併用 ・ () 品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。(以下同様)
(6.9.3)(b) (表6.9.2)	・ タフテッドカーペット バイルの形状 バイル長(mm) 帯電性 工法 品質の程度 ・ カットバイル ・ ループバイル ・ カット、ループ併用
(6.9.3)(c)	・ ニードルパンチカーペット 厚さ(mm) 帯電性 備考 ・ 人体帯電圧 ・ 3KV以下
(6.9.3)(d) (表6.9.2)	・ タイルカーペット 種類 バイルの形状 寸法(mm) 総厚さ(mm) 品質の程度 ・ カットバイル ・ 500×500 ・ 6.5 ・ ループバイル ・ () ・ ()
(6.9.3)(e) (6.9.3)(f)	下敷き材 ・ 第2種第2号、厚さ8mm ・ () 見切り、押え金物 ・ 適用する(材質、種類及び形状 ・ 図示 (図面番号:))
(6.9.4)(e)	敷き方 平場 ・ 市松敷き ・ 模様流し ・ () 階段部分 ・ 市松敷き ・ 模様流し ・ ()
9 合成樹脂塗床 (6.10.3)(b)(1) (表6.10.4) (6.10.3)(b)(2) (6.10.3)(c) (表6.10.5)~ (表6.10.8)	弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程 ・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類 ・ 薄膜流し展べ仕上げ(・ 平滑 ・ 防滑) ・ 厚膜流し展べ仕上げ(・ 平滑 ・ 防滑) ・ 樹脂モルタル仕上げ(・ 平滑 ・ 防滑) ・ 薄膜型塗床仕上げ(・ 平滑)
10 フローリング 張り (6.11.4) (表6.11.2)	・ 釘留め工法 材料 種類 樹種 ・ フローリングボード (根太張用) ・ 複合フローリング (根太張用) ・ A種 ・ B種 ・ C種 防湿処理 ・ 図示 (図面番号:)
(6.11.5) (表6.11.5)	・ 接着工法 材種 樹種 厚さ 大きさ ・ フローリングボード (直張用) ・ フローリングブロック (直張用) ・ 複合1種フローリング (直張用) ・ A種 ・ なら ・ 複合2種フローリング (直張用) ・ B種 ・ () ・ 複合3種フローリング (直張用) ・ C種 ・ モザイクパーケット (直張用) ・ () ・ () ・ () 緩衝材 ・ 合成樹脂発泡シート ・ 図示 (図面番号:)
(6.11.6)(2)	塗装 ・ ウレタン樹脂ワニス塗り (1液形、B種) ・ オイルステイン塗りのうすワックス塗り ・ 生地のままワックス塗り ・ ()
11 畳敷き (6.12.2) (表6.12.1)	種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種
12 セッコウボード、 その他ボード 及び合板張り (6.13.2) (表6.13.1)	材種 種類 厚さ(mm) ・ セッコウボード 壁 ・ 9.5(準不燃) 天 井 ・ 12.5(不燃) ・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃) ・ 化粧セッコウボード ・ トラバーチン模様 ・ 9.5(準不燃) ・ 木目模様 ・ 9.5(準不燃) ・ 普通 ・ 9 ・ ロックウール化粧吸音板 ・ 立体模様 ・ 12mm ・ けい酸カルシウム板 ・ タイプII 0.8FK ・ 化粧けい酸カルシウム板 ・ 6mm
(6.13.2)(h)	遮音シール材 ・ シーリング材 ・ ジョイントコンパウンド
(6.13.3)(e)(3)	合板類の張付け ・ A種 ・ B種
(6.13.3)(g)(1) (表6.13.5)	セッコウボードの目地工法 ・ 縫目処理 ・ 突付け ・ 目透し
13 壁紙張り (6.14.2)	施工箇所 品質 防火性能 図示 掲示クロス、中級品 ・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 不燃 ・ 準不燃

14 モルタル塗り (6.15.3)	既製目地材 ・ 使用する(形状:) 床の目地 ・ 図示(図面番号:)
15 タイル張り (6.16.2) (6.16.3)	伸縮調整目地 位置 ・ 図示(図面番号:) タイルの種類 施工箇所 形状寸法 工法 用途による区分 ずべり抵抗性 区分 I類(磁器) II類(せつ器) III類(陶器) 役物 標準・特注色 耐凍害性有無 図示
(6.16.3)(b)(1)	試験張り ・ 行う ・ 行わない 見本焼き ・ 行う ・ 行わない
16 セルフレリ ング材塗り (6.17.2) (6.17.3)	・ セッコウ系 ・ セメント系 塗厚(18、25)mm
17 断熱材 (9.5.2)	断熱材打込み工法 種類 ・ A種 ・ B種 種類 種類 厚さ(mm) 施工箇所 ・ ビーズ法ポリスチレンフォーム ・ 押出法ポリスチレンフォーム ・ A種硬質ウレタンフォーム ・ フェノールフォーム
(9.5.3)	断熱材現場発泡工法(吹付硬質ウレタンフォーム) 種類 厚さ[mm] 施工箇所 ・ A種1 ・ A種2 ・ () ・ A種3 ・ ()
7 塗装 改修工事	1 材料 (7.1.3)(b) ② 下地調整 (7.2.1~7.2.7) (表7.2.1)~ (表7.2.7) ・ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 ・ 次の箇所を除き防火材料とする。(箇所:) 既存塗膜の除去範囲(塗り替えてRB種の場合) ・ 図示 種類 下地 種類 ひび割れ部の補修 ・ 木部 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ○ 鉄鋼面 ・ RA種 ○ RB種 ・ RC種 ・ 亜鉛めっき鋼面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ モルタル、プラスター面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 行う ・ コンクリート、ALCパネル面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 行う ○ コンクリート、押出成形セメント板面 ・ RA種 ○ RB種 ・ RC種 ・ 行う ・ セッコウボード、その他ボード面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 3 錆止め塗料塗り (7.3.2) (7.3.3) (表7.3.3)~ (表7.3.4) 錆止め塗料種類 ・ 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 錆止め塗料塗り種類 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 4 合成樹脂調合ベ イント塗り(SOP) (7.4.2) (7.4.3~7.4.5) (表7.4.1)~ (表7.4.3) 塗料種類 ・ 1種 ・ () 種類 下地 種類 ・ 木部 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 5 クリヤラッカー 塗り(OL) (7.5.2) (表7.5.1) 種類 木部 ・ A種 ・ B種 6 アクリル樹脂系 非水分散形塗料 (NAD) (7.7.2) (表7.7.1) 種類 ・ A種 ・ B種 7 耐候性塗料塗り (DP) (7.8.2)~ (7.8.4) (表7.8.1)~ (表7.8.3) 上塗り等級 ○ 1級(フッ素系) ・ 2級(シリコン系) ・ 3級(ポリウレタン系) 種類 下地 鉄鋼面 ○ A種 ○ B種 ・ C種 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 コンクリート面及び 押出成形セメント板面 ○ A-1種 ・ A-2種 ・ B-1種 ・ B-2種 ・ C-1種 ・ C-2種

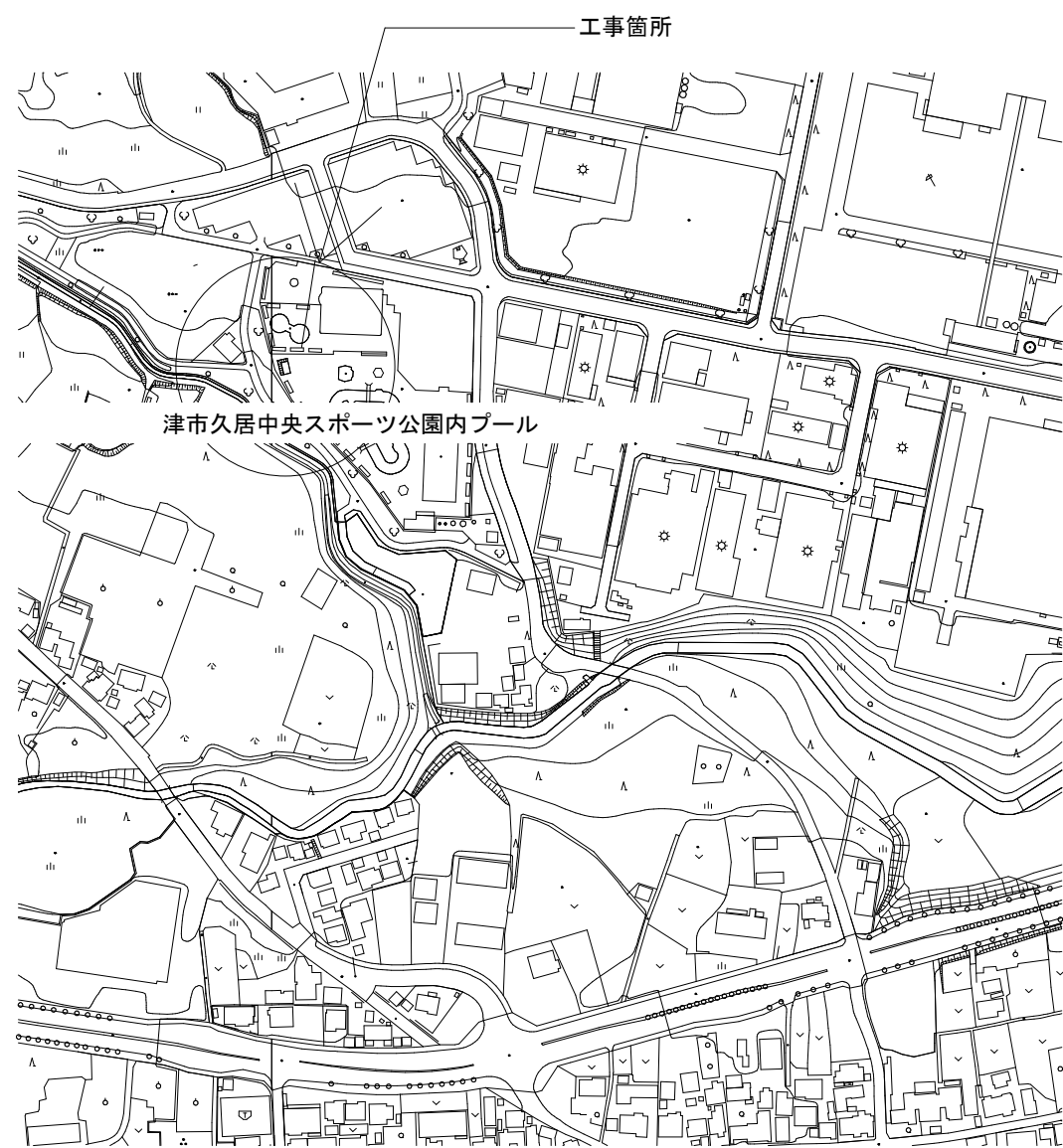
8 つや有合成樹脂 エマルジョンペ イント塗り (EP-G) (7.9.2)~(7.9.5) (表7.9.1)~ (表7.9.4)	種別	下地	種別
	コンクリート、モルタル、 プaster、せつこうボード、 その他ボード面	・ A種 ・ B種 ・ C種 しみ止め ()	
	種別	・ A種 ・ B種 ・ C種	
	木部 (屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種	
	鉄鋼面 (屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種	
	亜鉛めっき鋼面 (屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種	
9 合成樹脂エマ ルジョンペイン ト塗り (EP) (7.10.2) (表7.10.1)	種別	・ A種 ・ B種 ・ C種 しみ止め ()	
	種別	・ A種 ・ B種 ・ C種	
10 合成樹脂エマ ルジョン模様塗 料塗り (EP-T) (7.11.2) (表7.11.1)	種別	・ A種 ・ B種 ・ C種	
	種別	・ A種 ・ B種	
11 ウレタン樹脂 ワニス塗り (UC) (7.12.2) (表7.12.1)	種別	・ A種 ・ B種	
	種別	・ A種 ・ B種	
12 ラッカーエナ メル塗り (LE) (7.13.2) (表7.13.1)	種別	・ A種 ・ B種	
	種別	・ A種 ・ B種	
13 木造保護塗料 塗り (WP) (7.15.2) (表7.15.1)	種別	・ A種 ・ B種	
	種別	・ A種 ・ B種	
8の1 耐震改修工事共通事項	(一般事項) 1 適用範囲 (8.1.1) (8.1.2)	工事内容 ・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・ 鉄骨プレースの設置工事 ・ 柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法) ・ 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法) ・ 柱補強工事 (連続繊維補強工法) ・ 耐震スリット新設工事 ・ 免震改修・制震改修工事 工事種別 ・ 鉄筋工事 ・ あと施工アンカー工事 ・ コンクリート工事 ・ 鉄骨工事 ・ グラウト工事 ・ 連続繊維補強工事 ・ スリット新設工事 ・ 免震改修・制震改修工事 ・ 基礎工事	
	1 既存部分の撤去等 (8.21.2)	撤去の範囲 ・ 図示 ・ 新設のコンクリート、モルタル、グラウト材、鉄骨、連続繊維に接する部分 ・ 既存コンクリート撤去範囲に面する部分 () 既存設備機器、配管撤去、新設、移設等処置 本工事の範囲 ・ 本工事の範囲として図示された設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分 ・ 設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分は本工事の範囲としない。 () 撤去範囲 図示	
8の2 耐震改修工事 ・ ・ 撤去工事	2 既存構造体の撤去 (8.21.2) (8.22.2) (8.23.2) (8.24.2)	既存構造体の撤去 撤去範囲 図示 はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断 鉄筋の切断 適用 ・ 既存鉄筋は切断せず残す ・ 図示 (図面番号:) ・ 全ての撤去部分 ・ () ・ 適用なし	
	3 既存部分の処理 (8.21.3) (8.22.3) (8.23.3)	既存構造体コンクリートの表層目荒らし 目荒らし程度 ・ 平均深さ5~10mmで最大深さ15mm程度の凹凸を100mm間隔程度で施す ・ 図示 (図面番号:)	
	3 既存部分の処理 (8.21.3) (8.22.3) (8.23.3)	はつりだした鉄筋の処置 ・ 鉄筋に損傷を与えないよう適切な養生を施す。 () はつりだした鉄骨の処置 ・ コンクリート等を除去し鉄面を表す。 ()	

8の3 耐震改修工事 ・ ・ 鉄筋工事	① 鉄筋 (8.2.1) (表8.2.1)	材料 改修標準仕様書(表8.2.1)による 種別 径(mm) ○ SD295A 10 ・ SD345 19 ・ SD390 ()
	② 溶接金網 (8.2.2)	網目の形状、寸法及び鉄線の径 網目の形状、寸法 鉄線の径(mm) 100×100 6.0mm
	3 加工 (8.3.2)	90°未満の折曲げの内法直径 () 図示 (図面番号:)
	4 鉄筋の継手及び 定着 (8.3.4)	径 部位 重ね継手 ・ D16以下 ガス圧接 ・ D19以上
	5 鉄筋のかぶり厚 さ及び間隔 (8.3.5)	主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ ・ 改修標準仕様書(8.3.4)(c)(1)による ・ 図示 (図面番号:) 継手位置 ・ 各部配筋参考図による ・ 図示 (図面番号:) 先組み工法等 ・ 柱・梁主筋の継手を同一箇所設ける 鉄筋の定着長さ ・ 改修標準仕様書(8.3.4)による ・ 図示 (図面番号:) 帯筋組立の形 ・ 図示 (図面番号:) 軽量コンクリートで土に接する部分 ・ 無し ・ 有り 適用箇所 () 最小かぶり厚さ () mm 耐久性上不利な部分 (塩害を受けるおそれのある部分等) ・ 無し ・ 有り 適用箇所 () 最小かぶり厚さ () mm
	6 各部配筋 (8.3.8)	図示 (図面番号:)
	7 ガス圧接 (8.3.8)	圧接完了後の試験 超音波探傷試験 ・ 行う ・ 行わない
	8 割裂補強筋 (8.21.6) (8.22.7)	割裂補強筋の適用 種類 材料 材種 径 本数・ピッチ 適用箇所 ・ スパイラル筋 ・ 鉄筋コンクリート用 ・ R235 ・ 6φ スパイラルの径(mm) ・ 図示 (図面番号:) 種類 () ・ () ・ 9φ () ・ () ・ スパイラルのピッチ(mm) () ・ はしご筋 ・ 鉄筋コンクリート用 ・ 295A ・ 10 壁内方向筋 () ・ () ・ () 壁面外方向筋 ()
	9 鉄筋の機械式継 手及び溶接継手 (8.4.2) (8.4.3)	・ 機械式継手 種類 () 工法 () 品質の確認方法 () 修正方法 () 鉄筋相互のあき () mm ・ 溶接継手 工法 () 品質の確認方法 () 修正方法 () 鉄筋相互のあき () mm
	(コンクリート工事一般事項) ① コンクリートの種類及び強度 (8.1.3) (8.1.4) (8.9.1) (8.9.2) (表8.9.1)	コンクリートの種別 ○ I類 ・ II類 普通コンクリートの設計基準強度 設計基準強度F _c [N/mm ²] 適用範囲 気乾単位容積質量 スランプ ○ 21 図示 ○ 2.3t/m ³ 程度 15 () 軽量コンクリートの設計基準強度 設計基準強度F _c [N/mm ²] 種別 適用範囲 気乾単位容積質量 所要気乾単位容積質量 スランプ ・ 36 ・ 1類 () ・ 2類 () ○ (21) ○ 1類 図示 1.9 () 15
② 構造体コンクリートの仕上り (8.1.4)	合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種類 ・ A種 ○ B種 ・ C種	
(コンクリート) ③ コンクリートの材料 (8.2.5) (表8.2.3)	セメントの種類 ○ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 () ・ () ・ 高炉セメントB種又はフライアッシュセメントB種 適用箇所 ()	

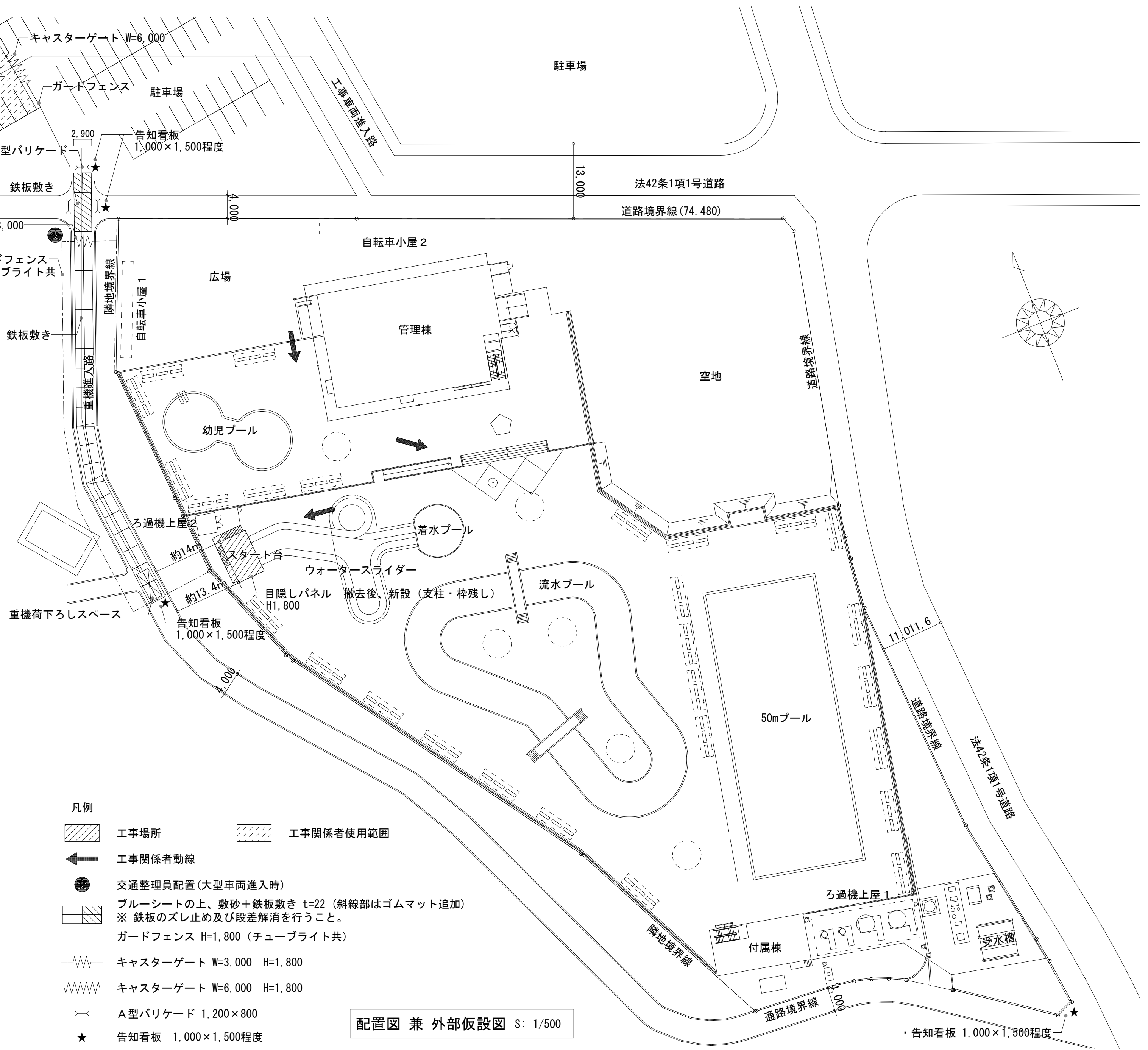
8の4 耐震改修工事 ・ ・ コンクリート工事	④ 混和材料 (8.2.5)	骨材 アルカリシリカ反応性による区分 ○ A _L (コンクリート中のアルカリ総量を規制) ・ A (安全と認められる骨材を使用) なお、A _L で規制できない場合は、Aとし、その試験は、施工着手前、工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取は、請負者立ち会いのもと、試験を行う者が生コン工場のストックヤードから試料を採取して試験を行うこと。 ・ 特殊な骨材の使用 ・ フェロケルslag骨材 ・ 鋼slag骨材 ・ 電気炉酸化slag骨材 ・ 再生骨材 ○ 混和剤 混和剤の種類 ○ 改修標準仕様書(8.2.5)(d)(1)による ・ 図示 (図面番号:) ・ 混和材 混和剤の種類 ・ 改修標準仕様書(8.2.5)(d)(2)による ・ 図示 (図面番号:)
	5 調合管理強度 (8.2.5) (8.8.3) (8.10.2)	構造体強度補正值 (S) ・ 3N/mm ² ・ 6N/mm ² ・ () (改修標準仕様書表8.2.4による)
	6 型枠 (8.2.7) (8.7.8)	材料 ・ 複合合板 (厚さ ・ 12mm ・ ()) スリーブ ・ 改修標準仕様書(8.2.7)(g)(2)(i)による ・ 改修標準仕様書(8.2.7)(g)(2)(ii)による ・ 材種 () 規格 ()
	7 暑中コンクリート (8.10.2)	構造体強度補正值 (S) ・ 6N/mm ² ・ ()
	⑧ 無筋コンクリート (8.11.1)	設計基準強度 ○ 18N/mm ² ・ () スランプ ○ 15cm ・ 18cm ・ ()
	(現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事、溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法) 9 コンクリートの打込み工法等 (8.21.8) (8.23.5)	部位別のコンクリートの打設工法の指定 補強工法 打設工法 部位 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(1)及び(b) ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () ・ 圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(2)及び(c) ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () ・ 工法指定なし ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ ()
	(8.23.6)	柱頭柱脚の隙間部間の型枠 ・ 発泡プラスチック保温材等を埋込む () 柱頭柱脚の隙間寸法 ・ 図示 (図面番号:) 打ち込みコンクリート又はグラウト材の厚さ () ・ 60mm ・ () ・ 図示 (図面番号:)
	10 増設壁工事後の仕上げ (8.21.10) (8.23.7)	・ 図示 (図面番号:)

※ 工事車両用駐車場及び資材搬入経路は、現場再確認の上監督員と協議すること。

面積表				
敷地面積	15,027.15 m ²			
建物	1階床面積	延床面積	建築面積	構造
ろ過機上屋1	122.40m ²	122.40m ²	122.40m ²	S造平屋建
ろ過機上屋2	9.00m ²	9.00m ²	9.00m ²	S造平屋建
管理棟	584.40m ²	584.40m ²	776.40m ²	S造平屋建
付属棟	115.75m ²	115.75m ²	115.75m ²	S造平屋建
自転車小屋1	31.92m ²	31.92m ²	31.92m ²	S造平屋建
自転車小屋2	53.20m ²	53.20m ²	53.20m ²	S造平屋建
合計	916.67m ²	916.67m ²	1,108.67m ²	
都市計画区域外	用途指定無	容積率:200%	建ぺい率:60%	
建ぺい率	8.23%	容積率	6.8%	

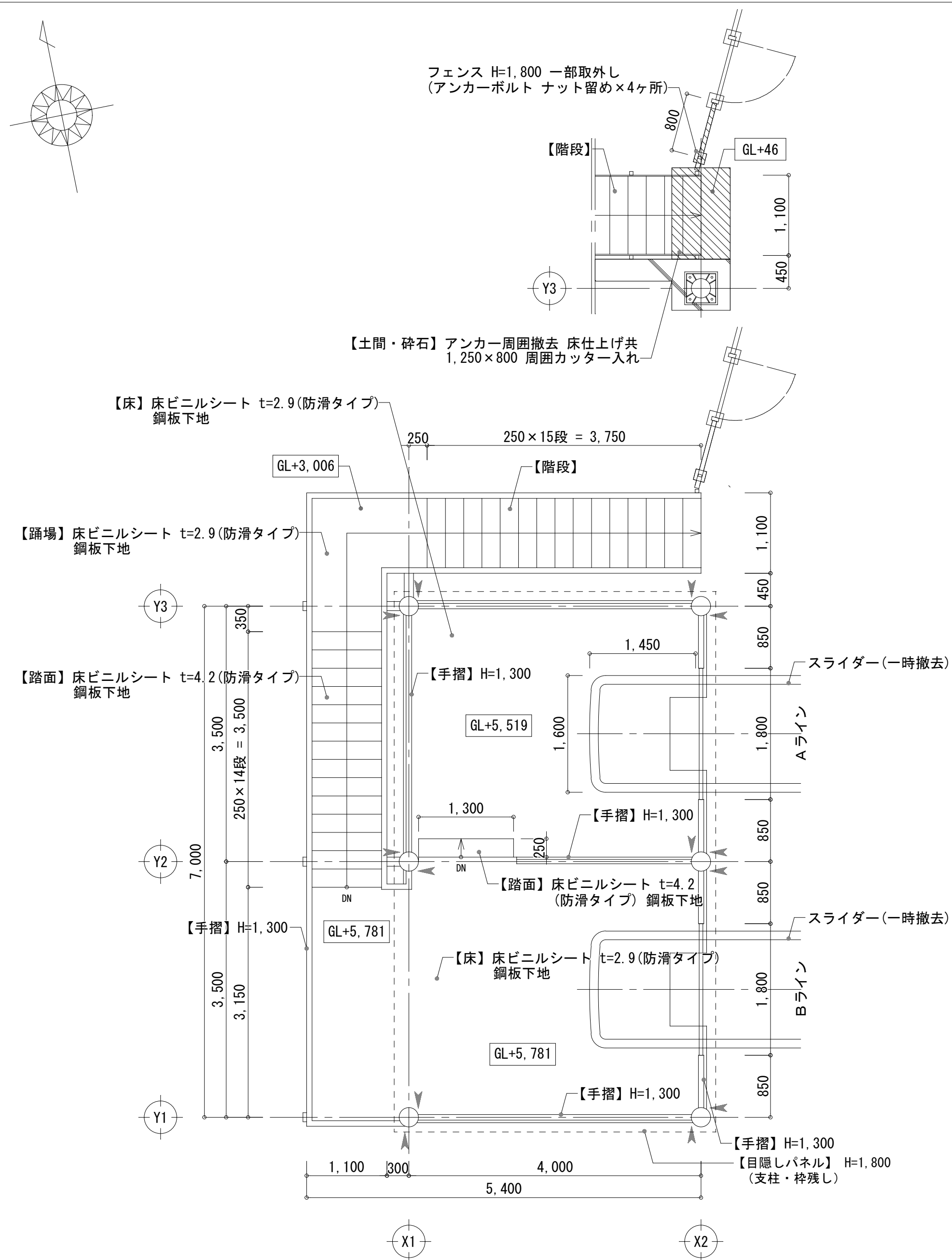


付近見取図



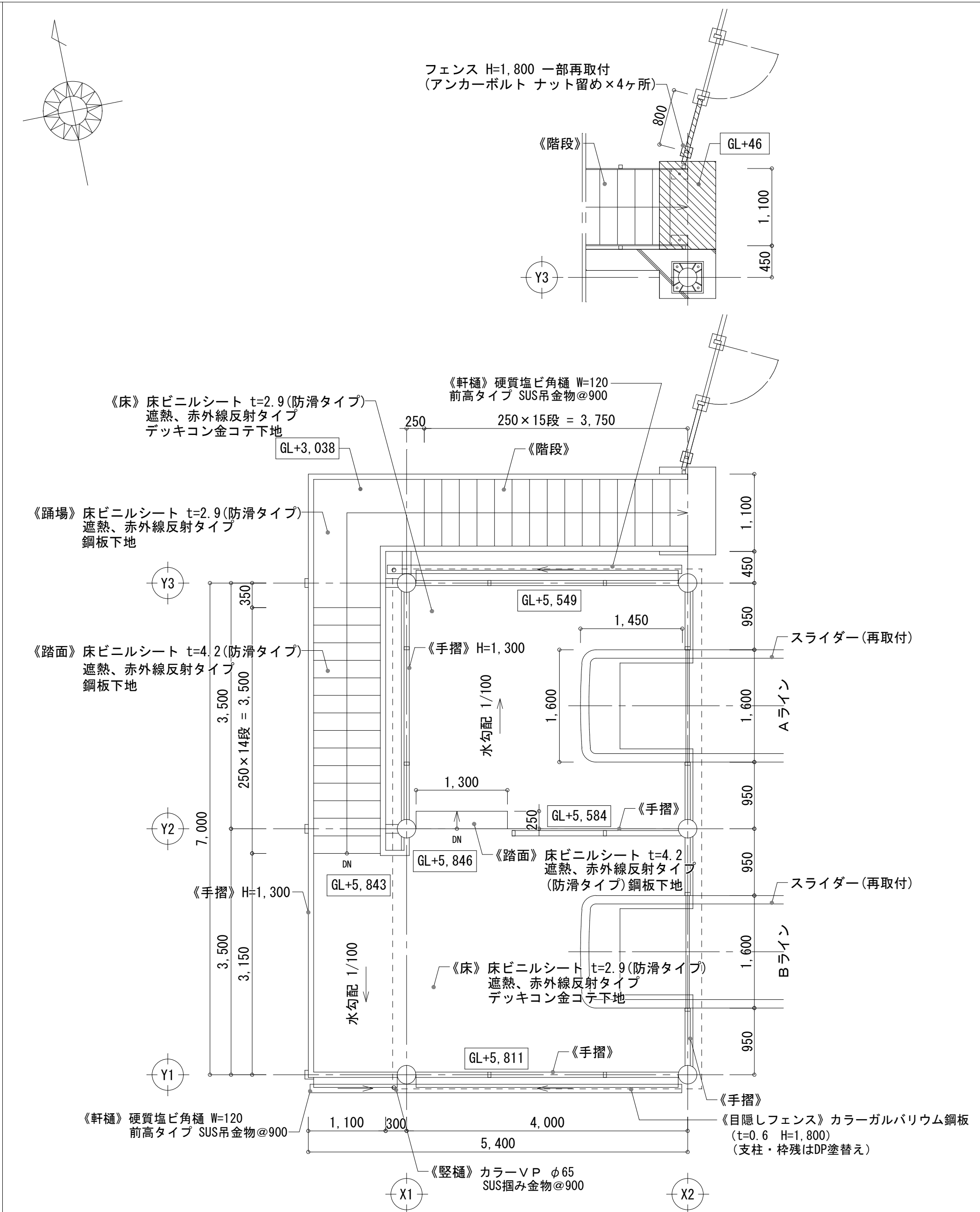
- 凡例
- 工事場所
 - 工事関係者使用範囲
 - 工事関係者動線
 - 交通整理員配置(大型車両進入時)
 - ブルースHEETの上、敷砂+鉄板敷き t=22 (斜線部はゴムマット追加)
※ 鉄板のズレ止め及び段差解消を行うこと。
 - ガードフェンス H=1,800 (チューブライト共)
 - キャスターゲート W=3,000 H=1,800
 - キャスターゲート W=6,000 H=1,800
 - A型バリケード 1,200×800
 - 告知看板 1,000×1,500程度

配置図 兼 外部仮設図 S: 1/500



平面図(改修前) S: 1/50

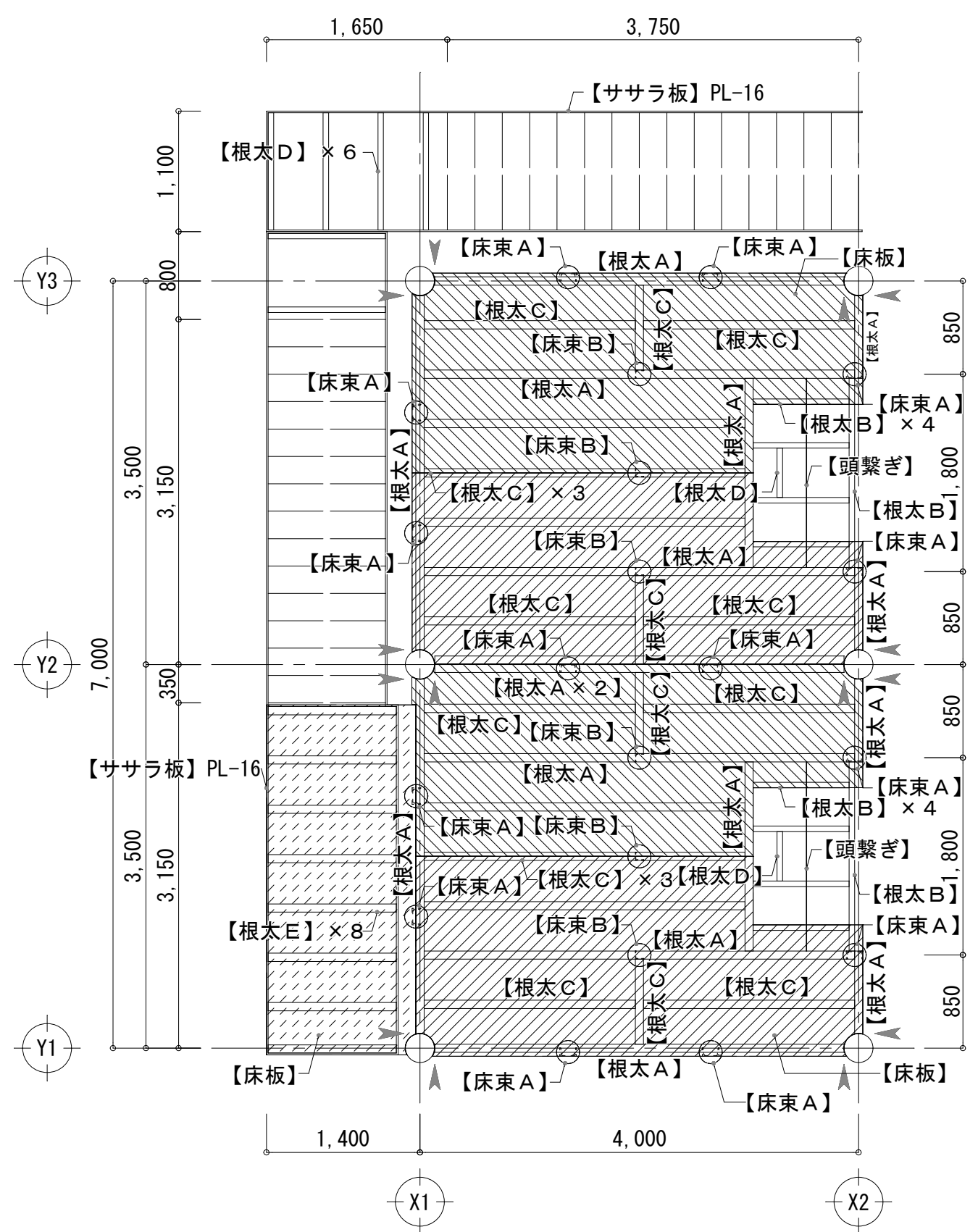
凡例
 ◀ 手摺溶断位置を示す。



平面図(改修後) S: 1/50

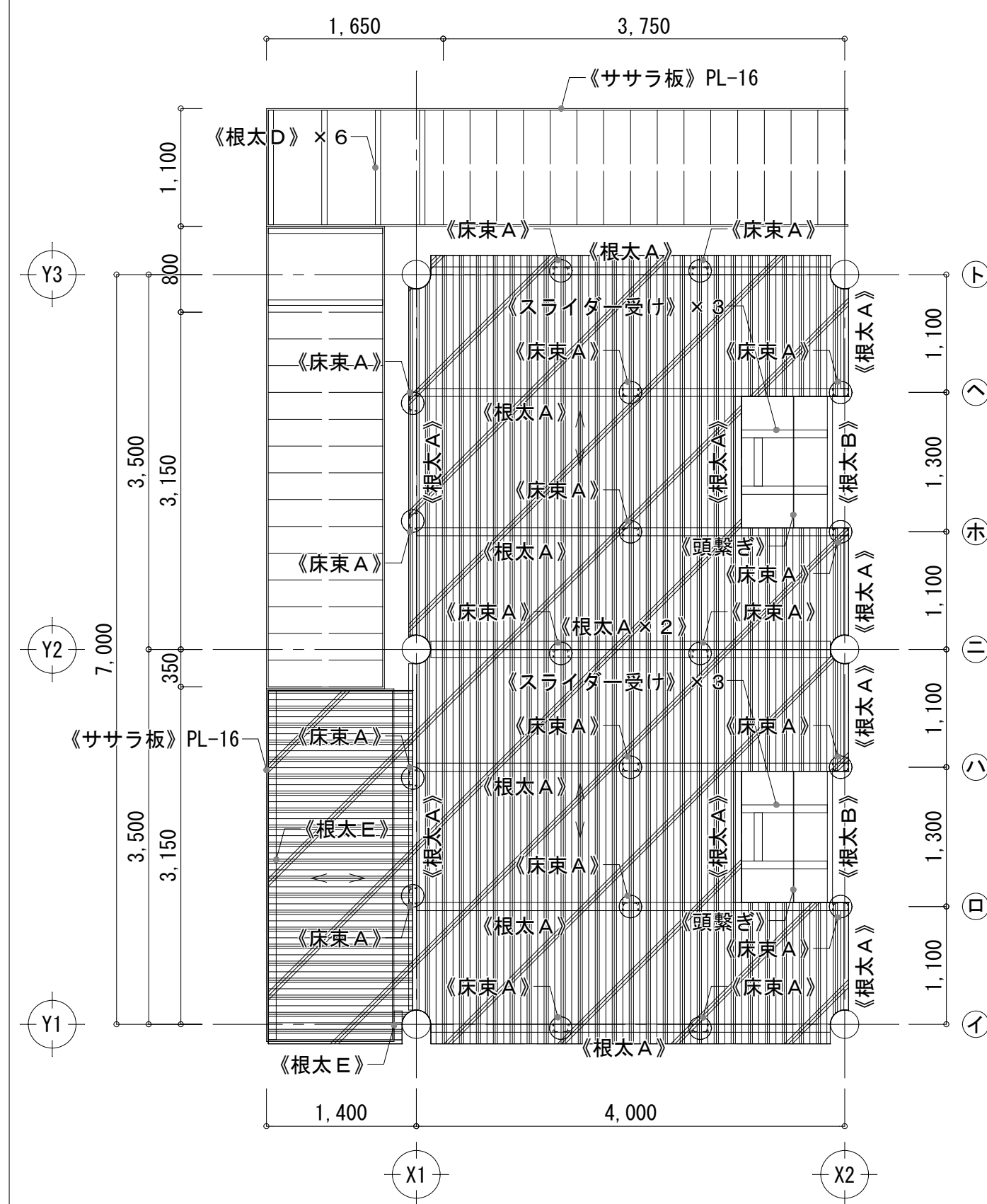
※ 図中床レベルは床コン天端のレベルを示す。
 ※ スライダー周囲は、スライダーの取付けに支障のないよう、レベル合わせを行うこと。

記号	床コン高さ
イ	GL+5.811
ロ	GL+5.822
ハ	GL+5.835
ニ	GL+5.846
	GL+5.584
ホ	GL+5.573
ヘ	GL+5.560
ト	GL+5.549

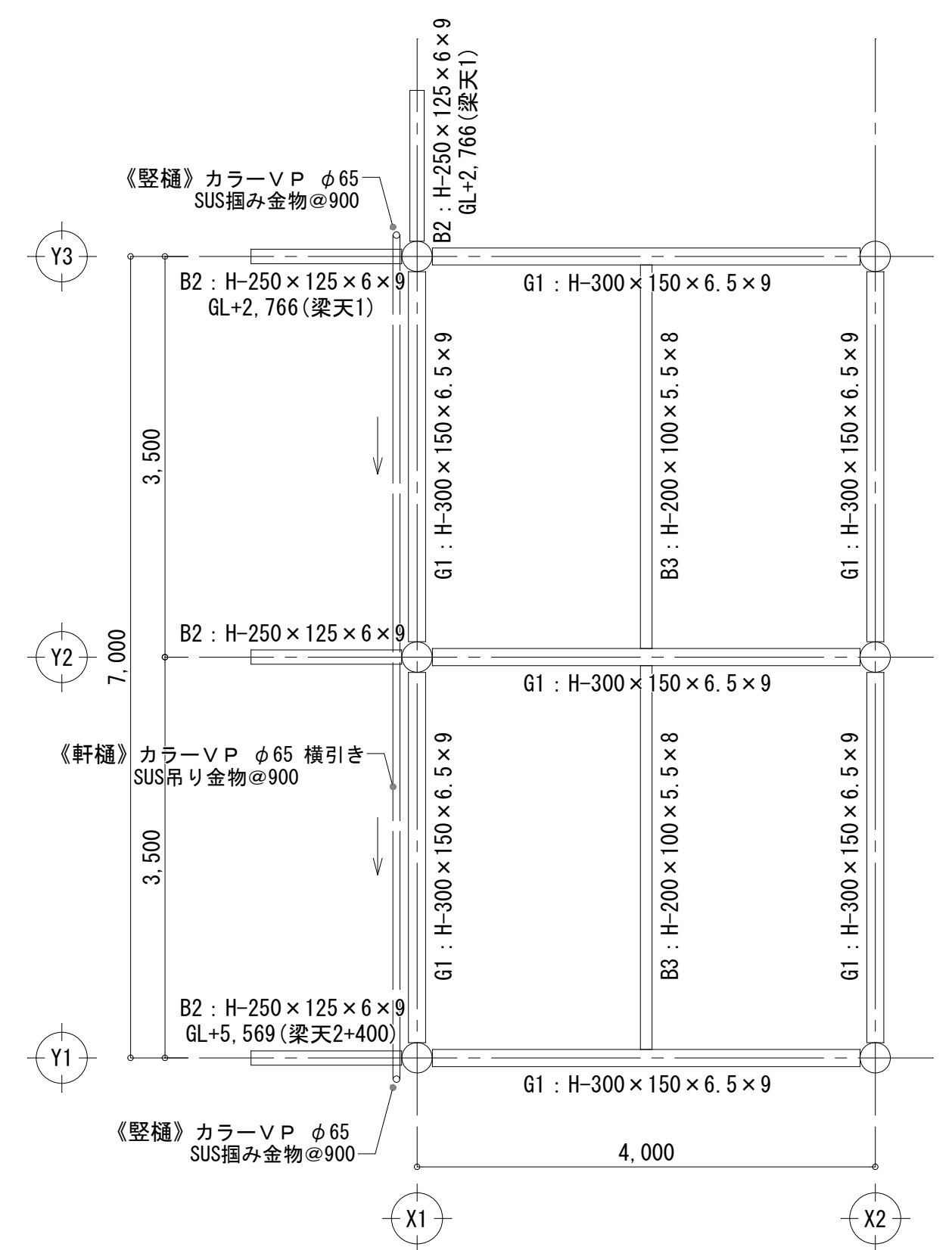


床組伏図(改修前) S: 1/50

- 凡例
- 【斜線】 全て床板を示す(切替位置で溶断)。
 - ◀ 手摺溶断位置を示す。

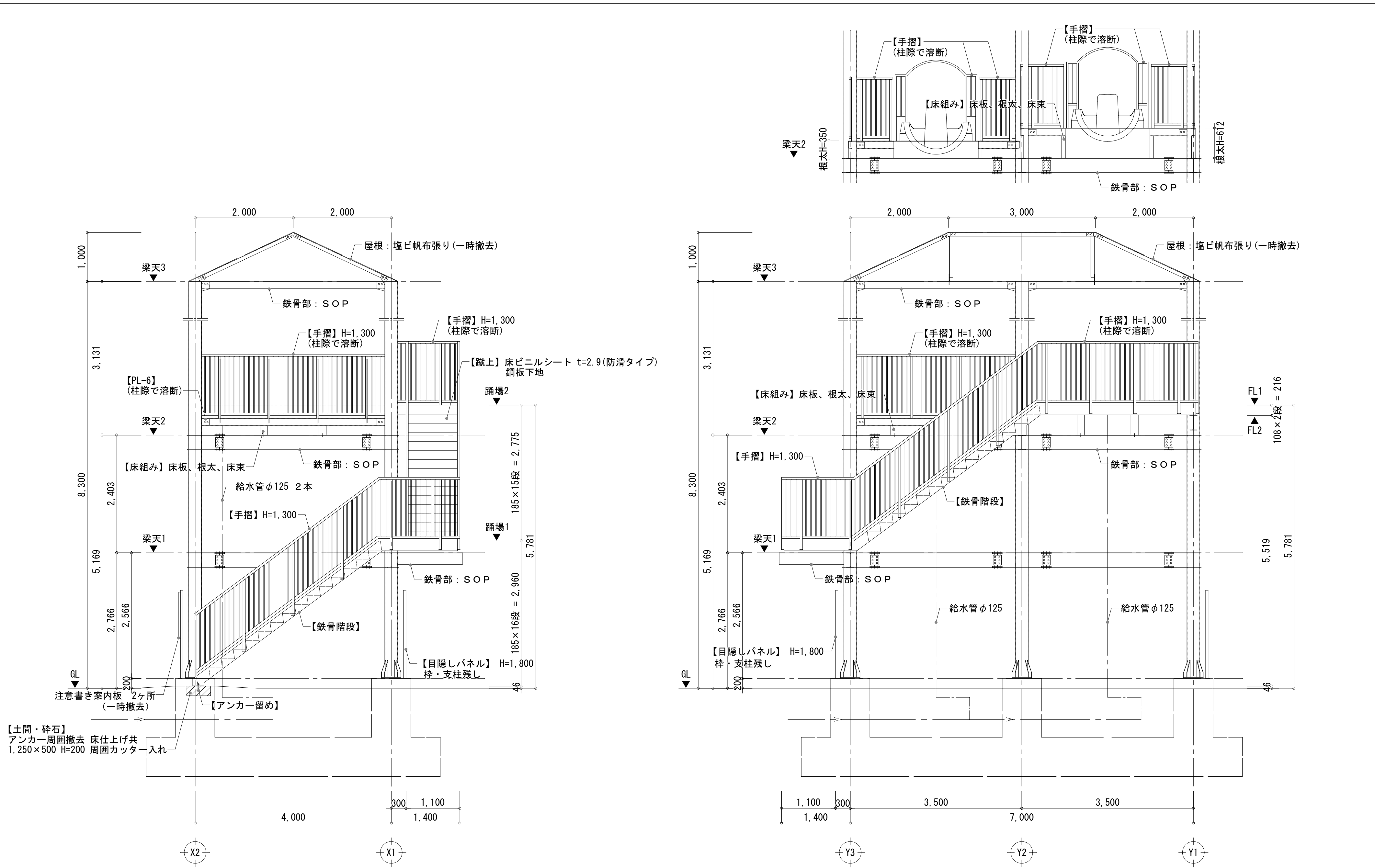


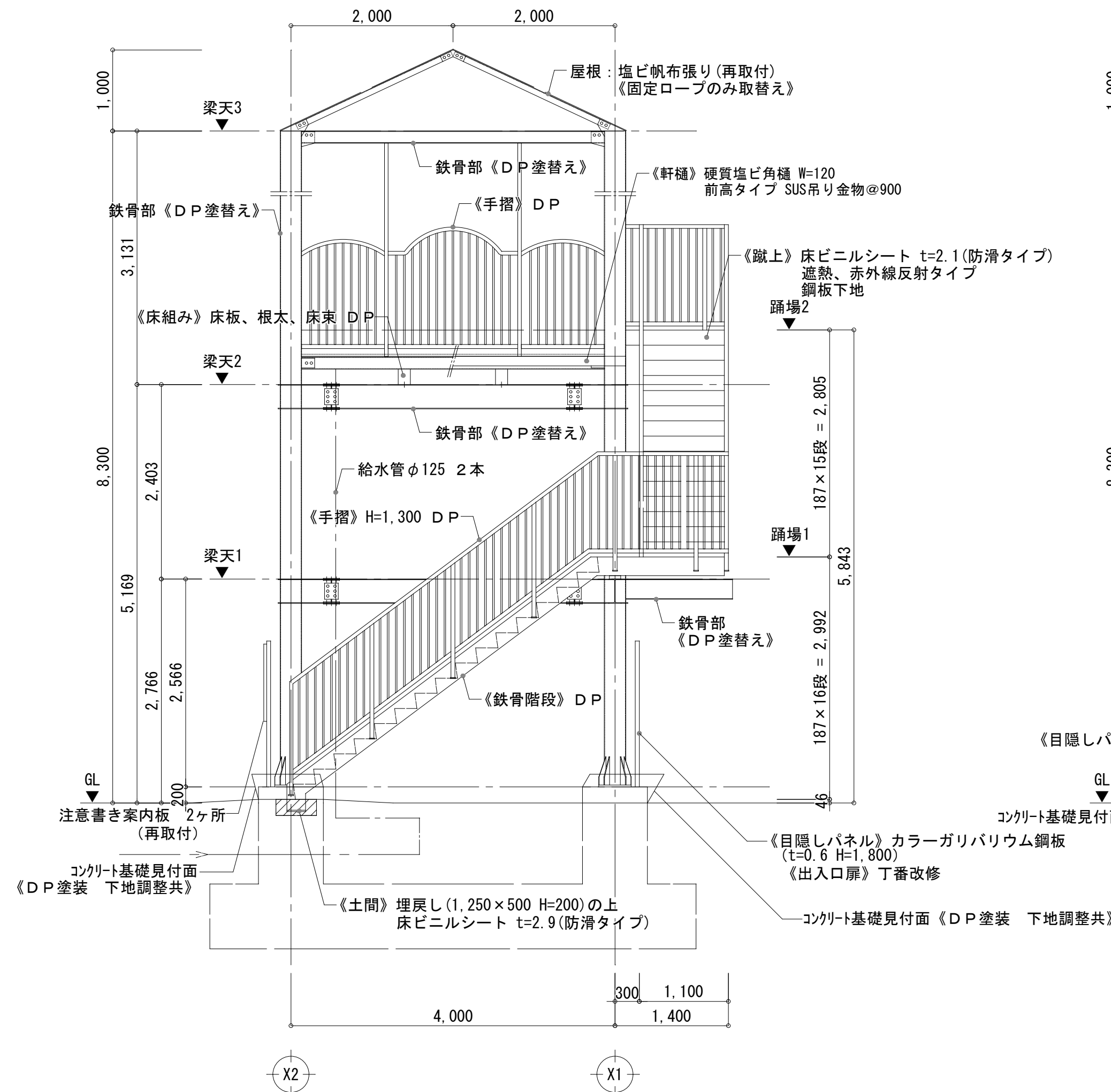
床組伏図(改修後) S: 1/50



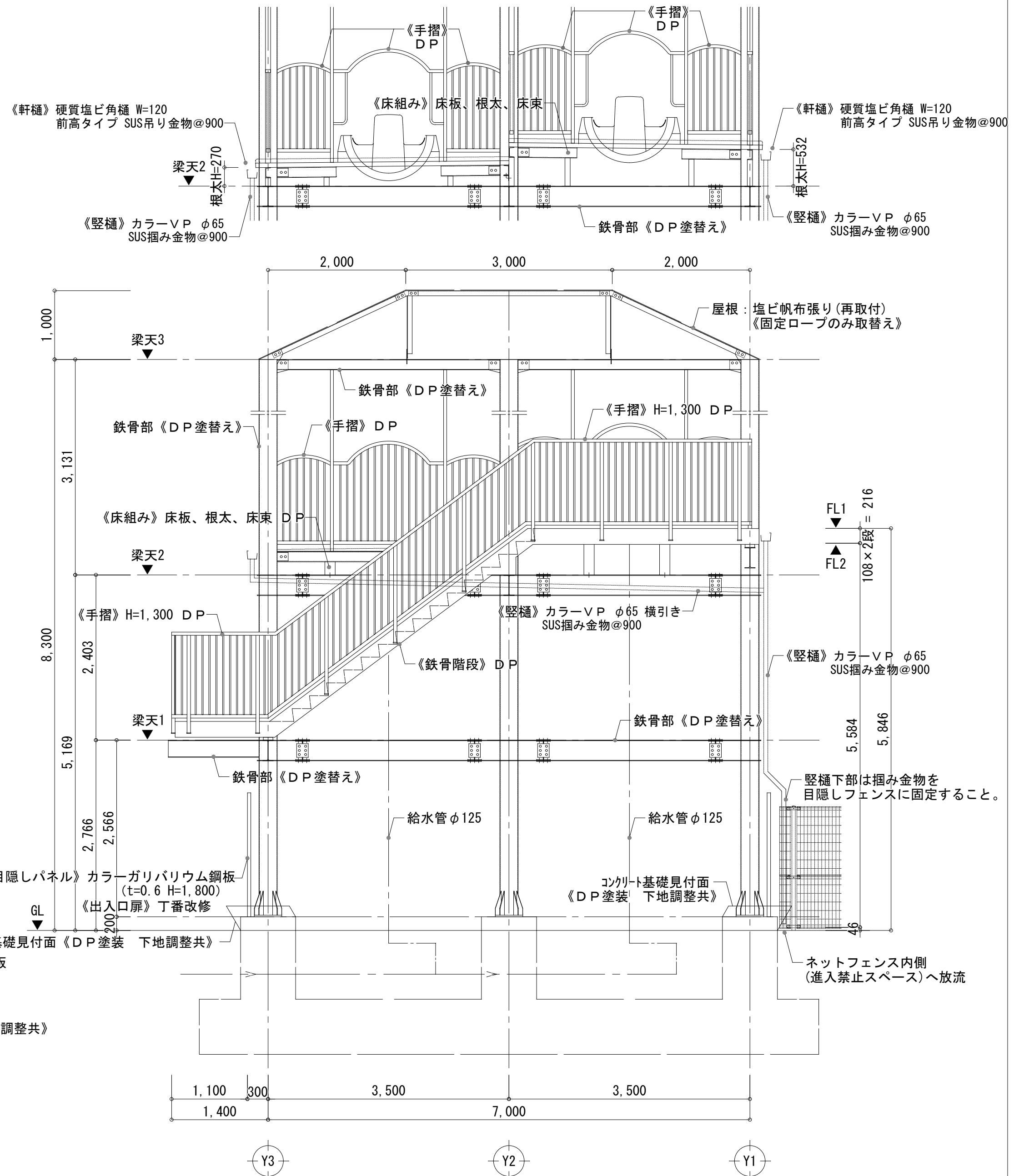
床梁伏図(改修後) S: 1/50

※ 梁高さは、特記なき限りGL+5.169(梁天2)。





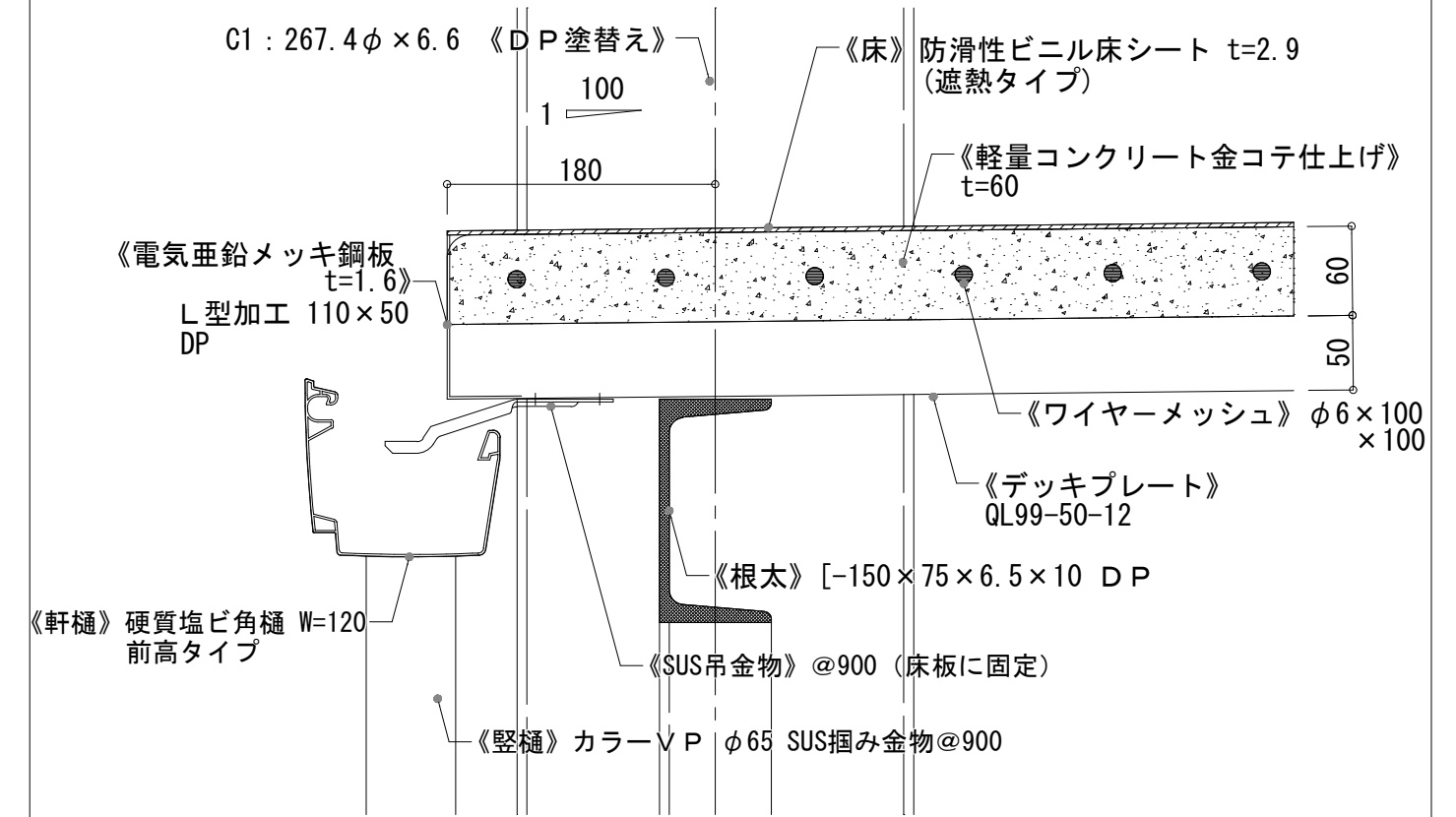
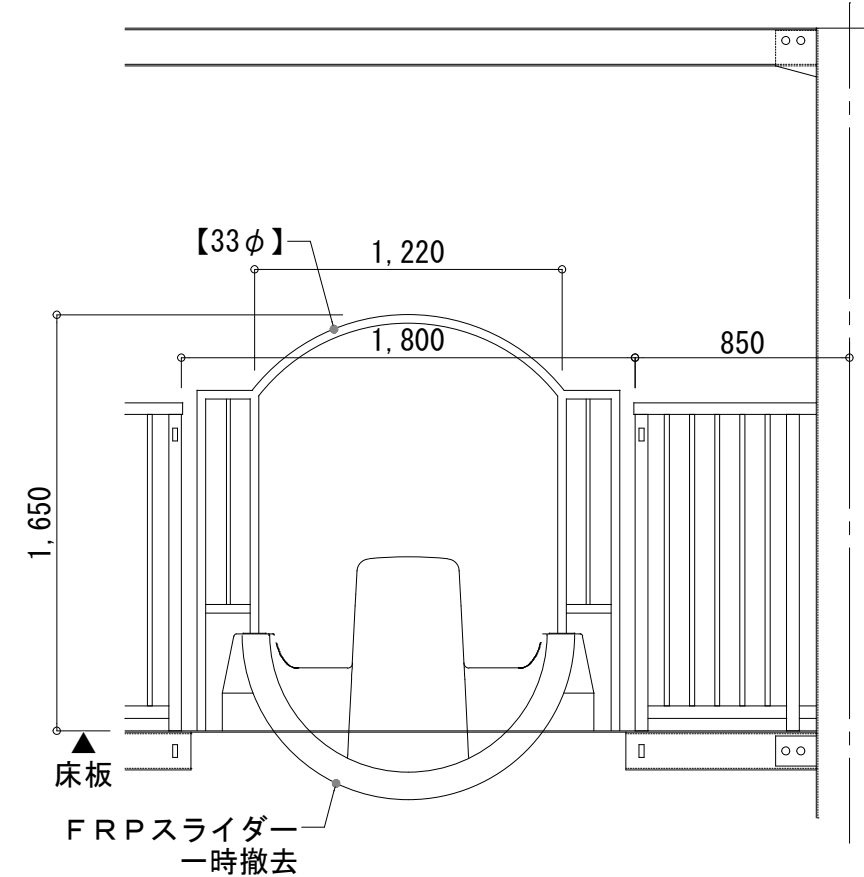
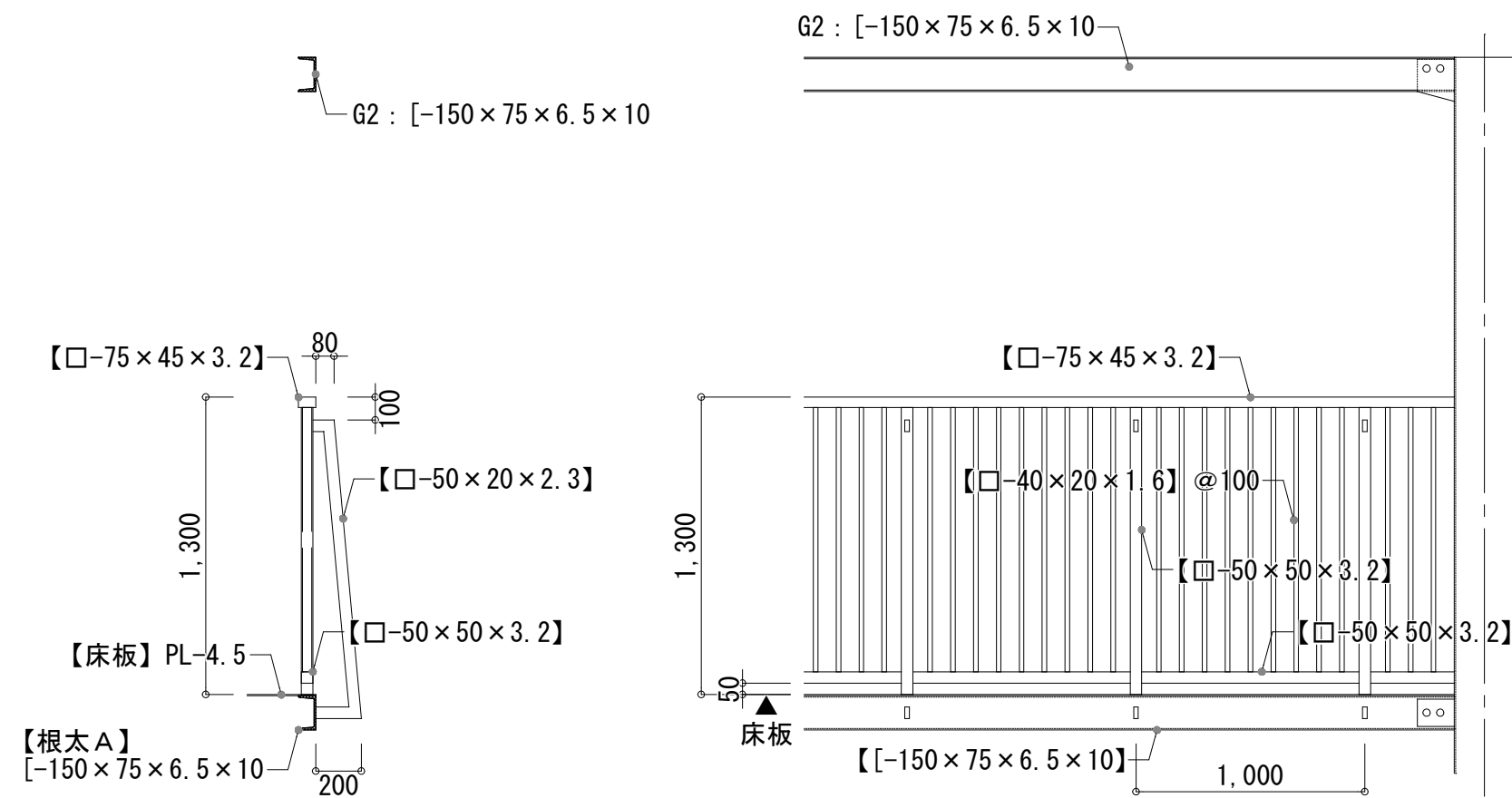
立・断面図 1 (改修後) S: 1/50



立・断面図 2 (改修後) S: 1/50

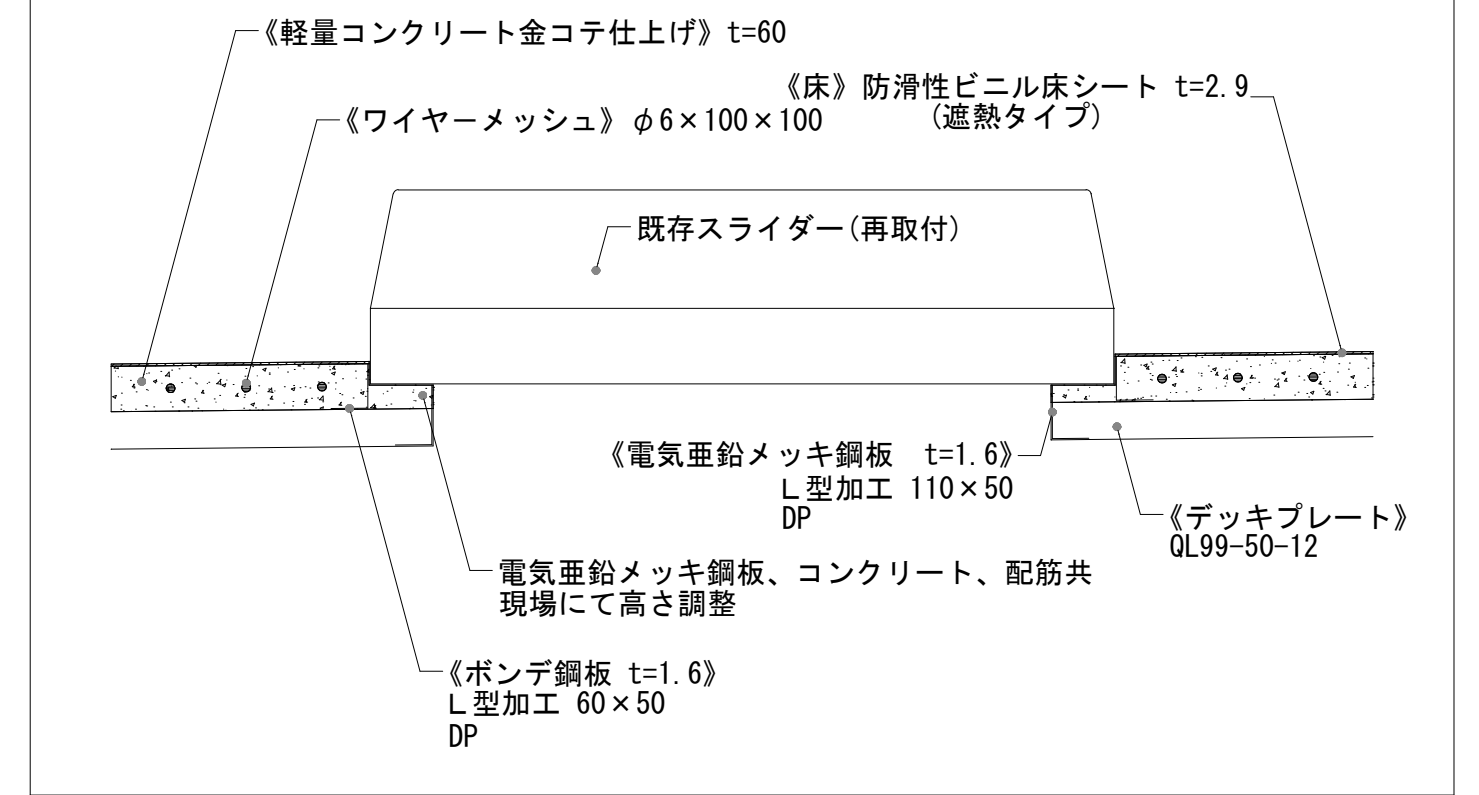
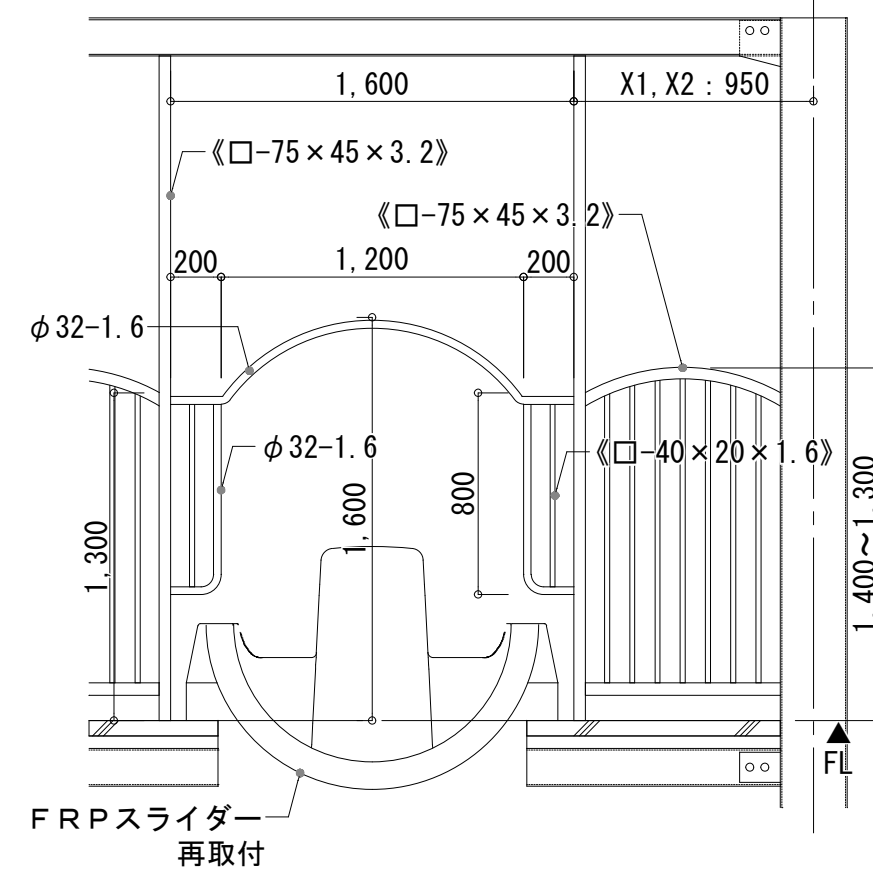
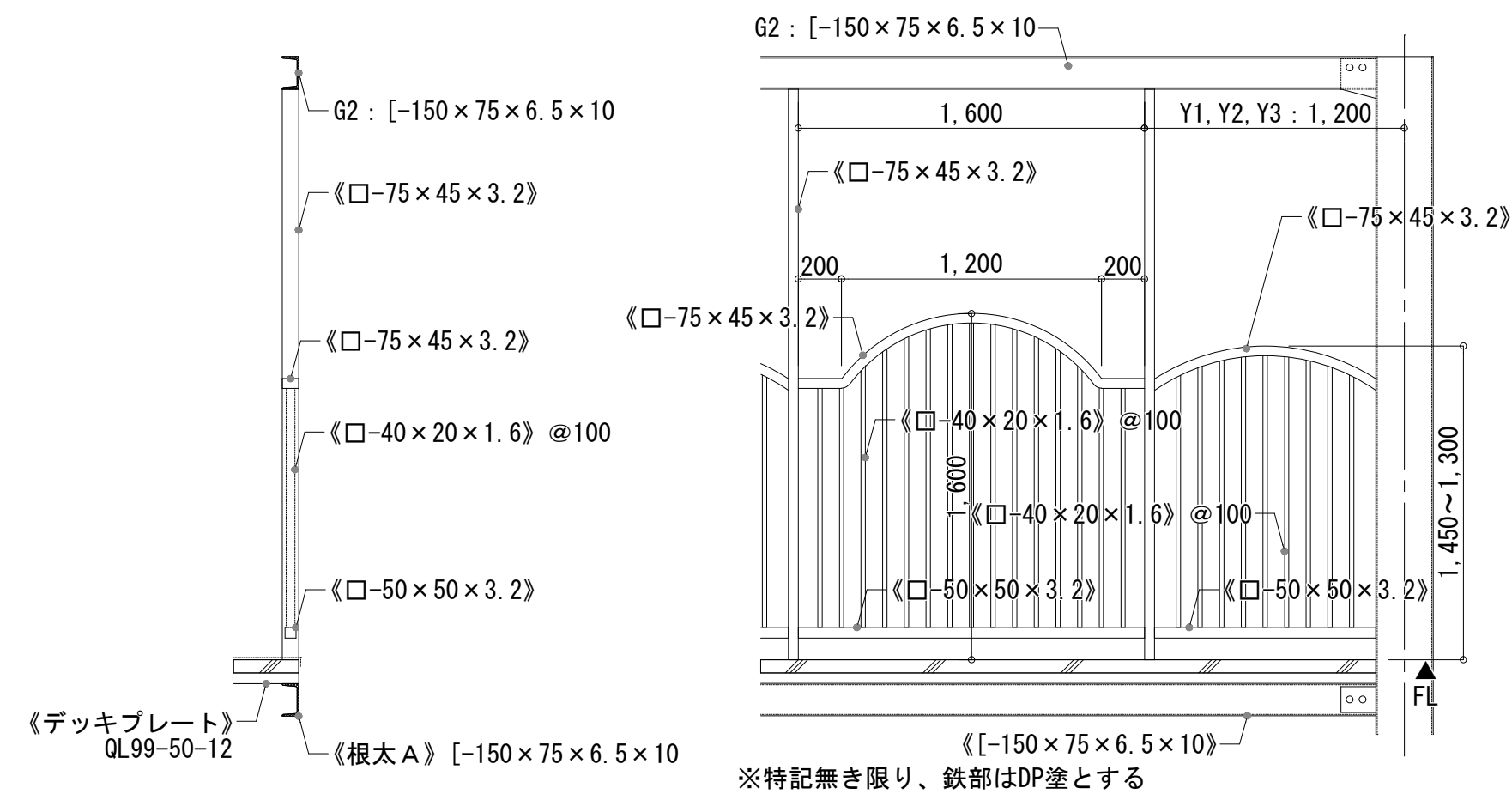
※ 既存鉄骨部は全てDP塗替えとする。

改修前

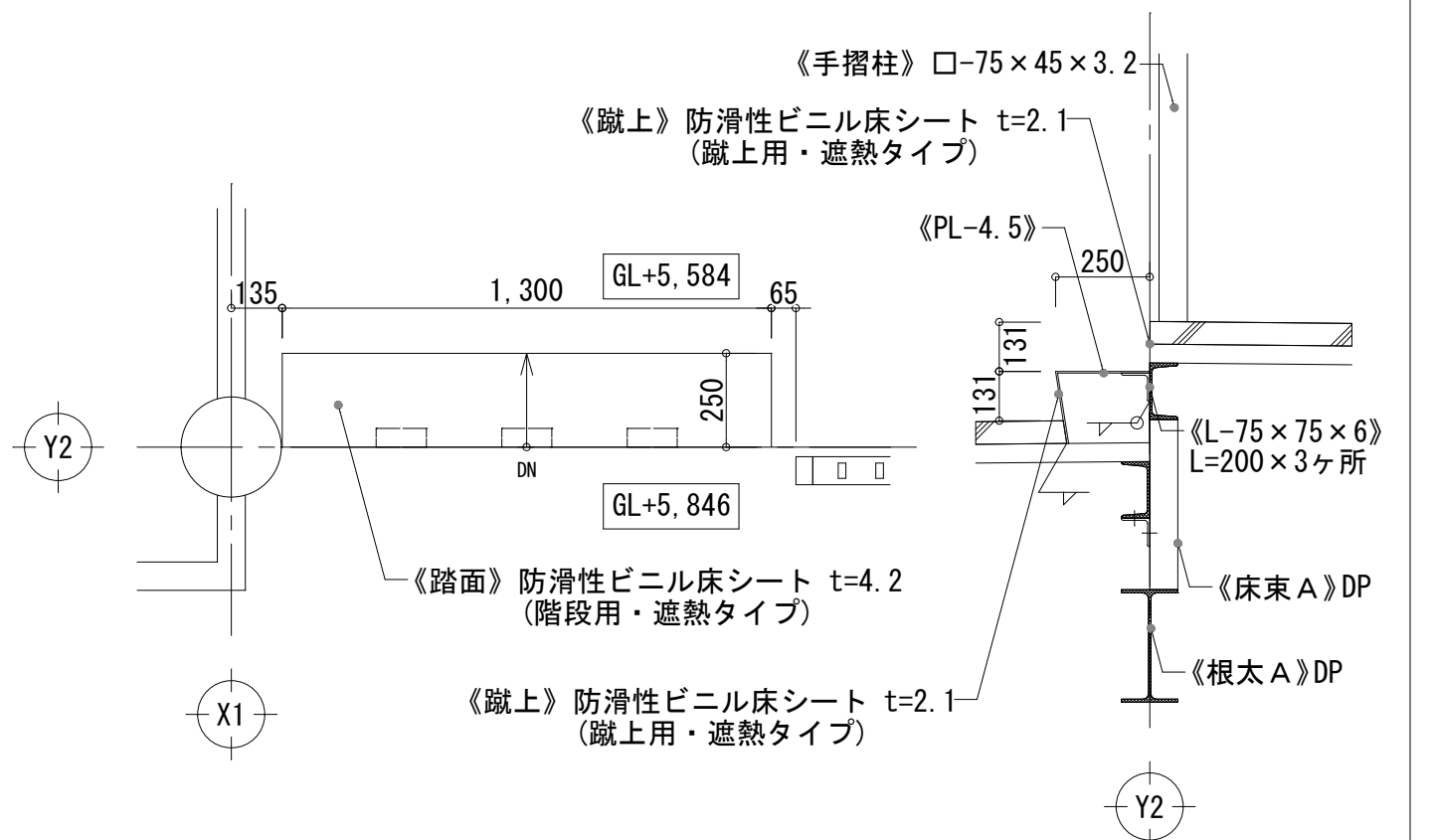
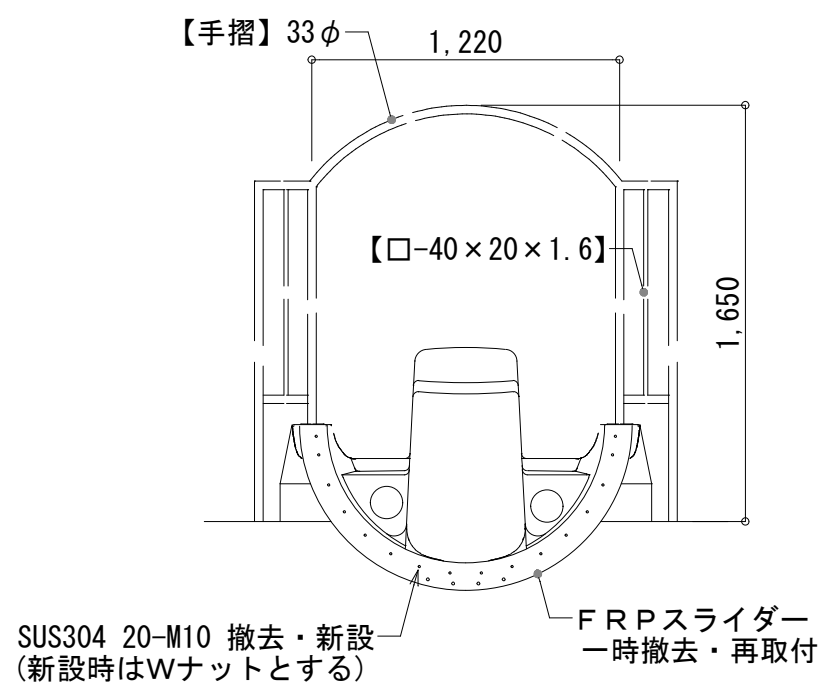
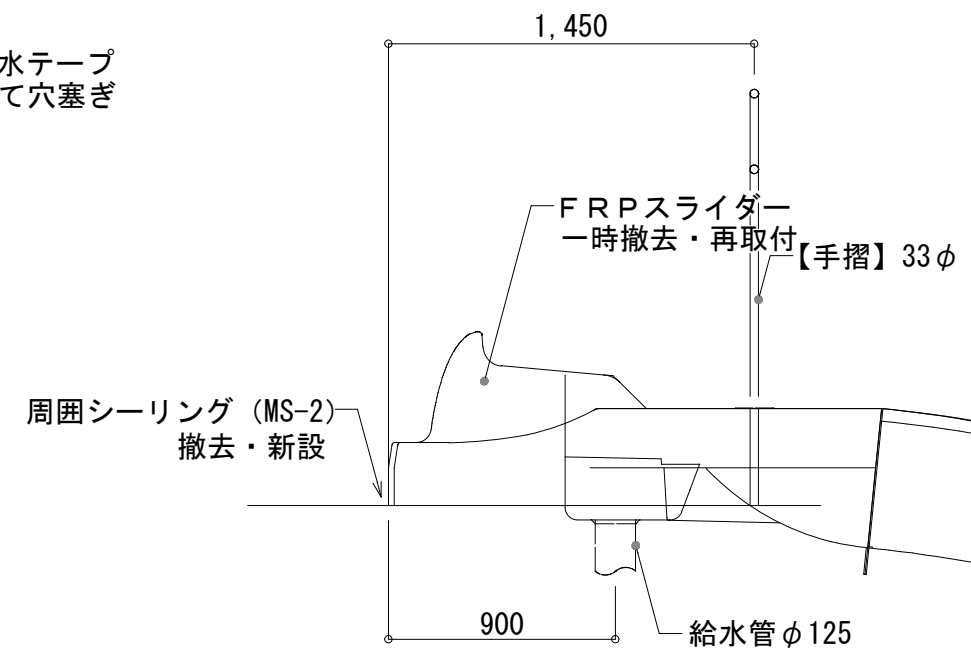
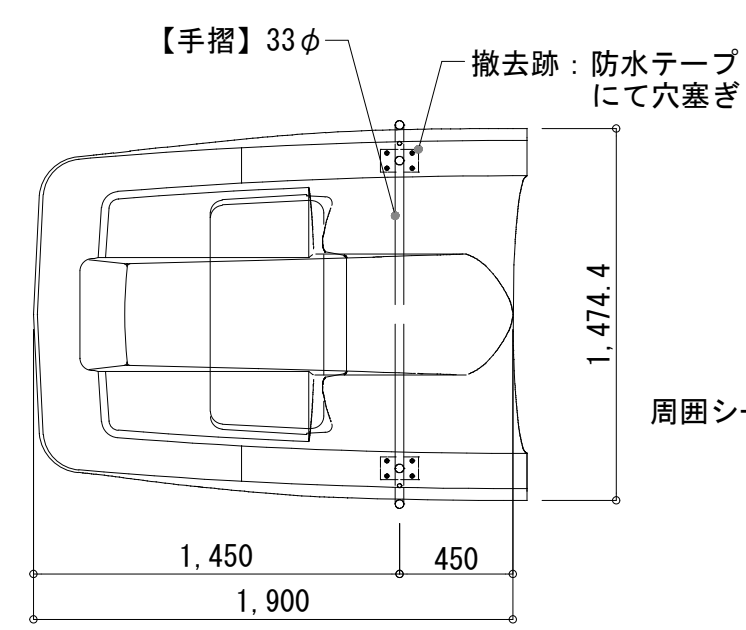


《床》スライダー取合部納まり

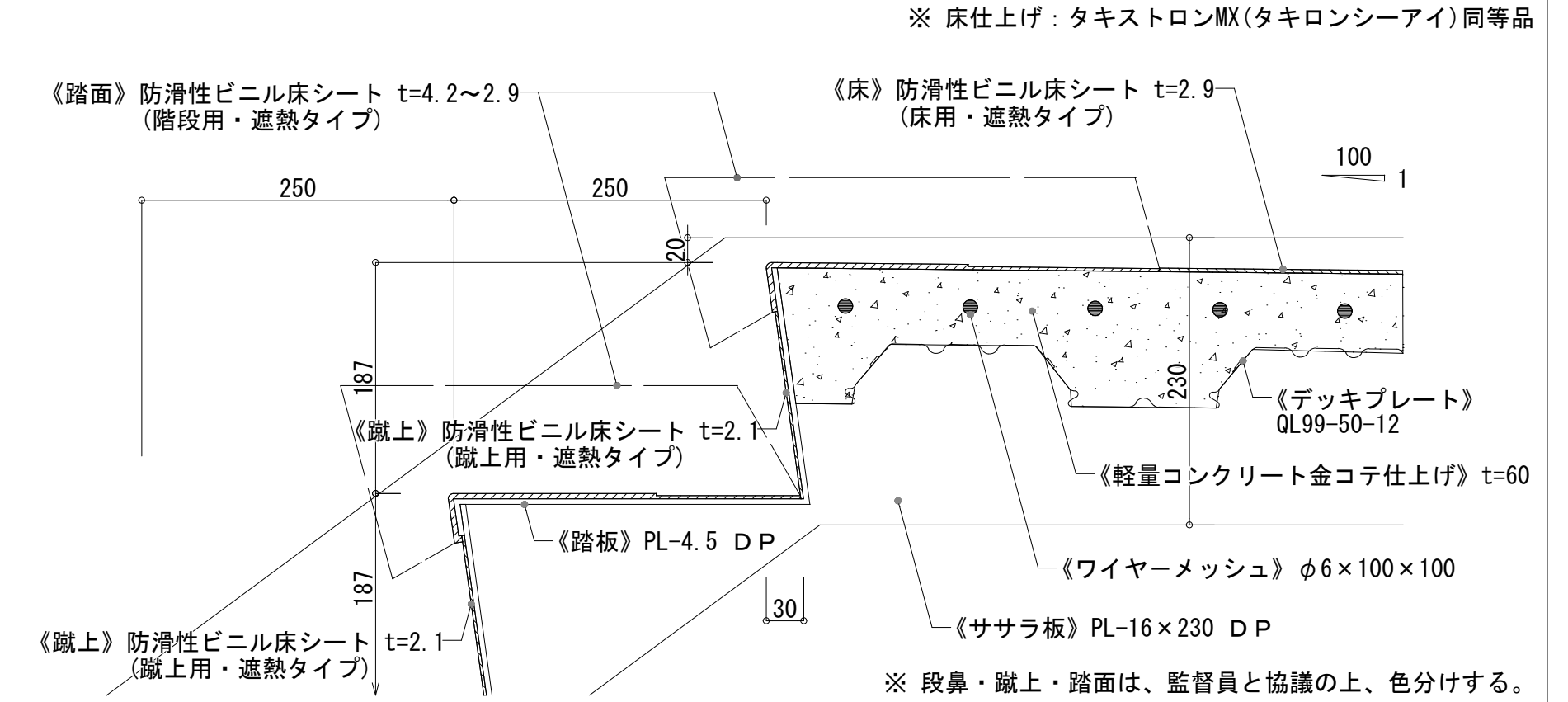
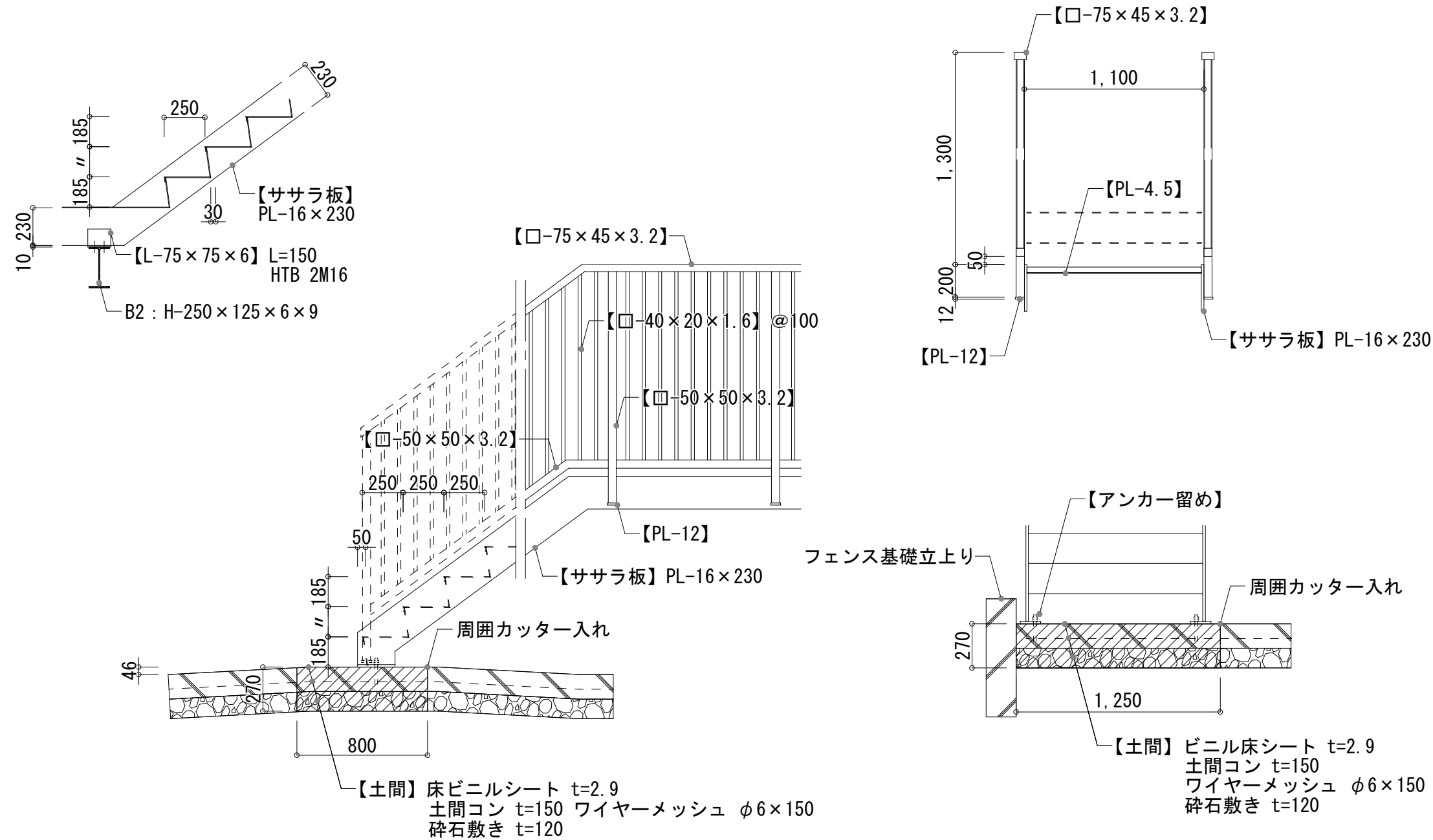
改修後



《Y2通りステップ》納まり

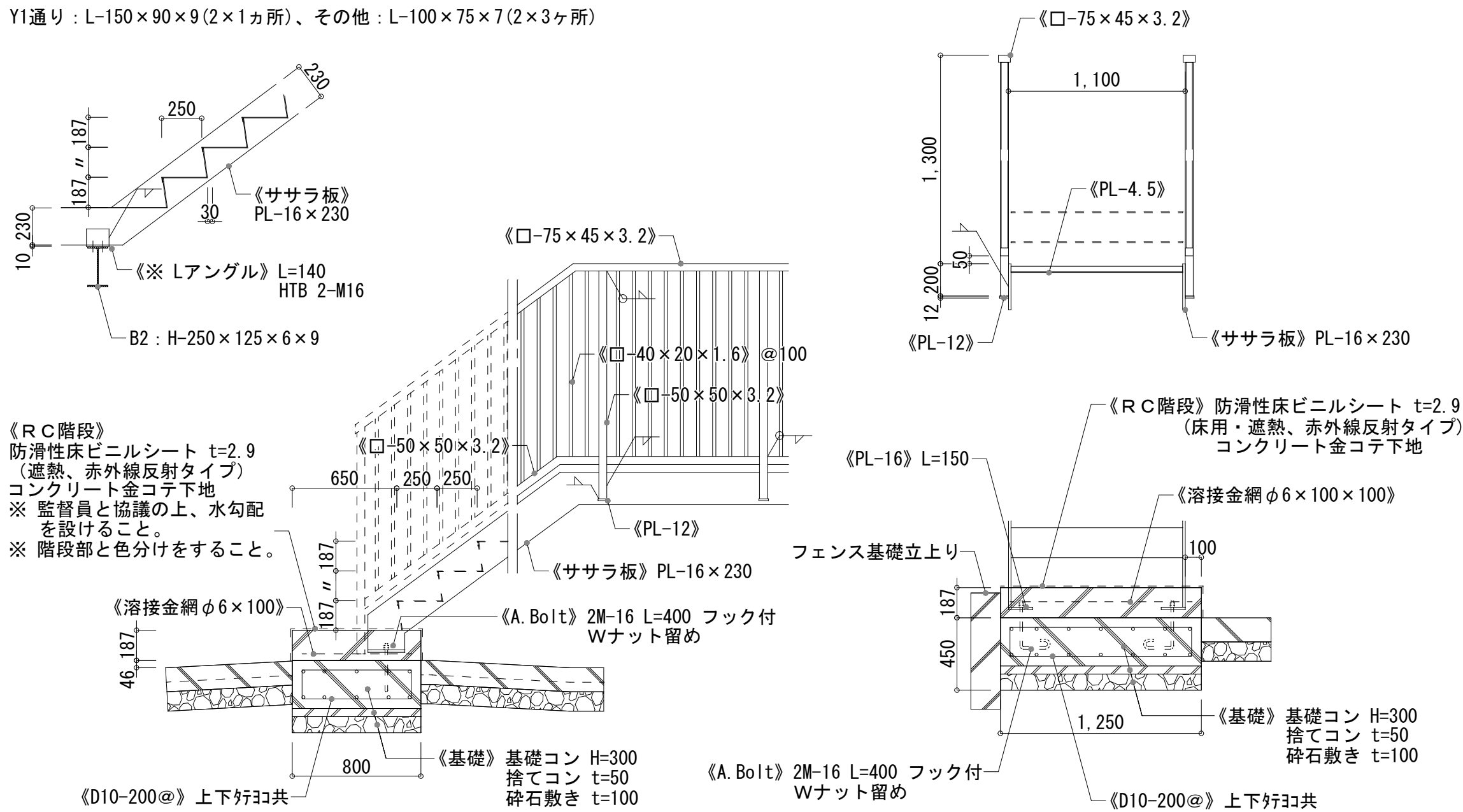


改修前



改修後

※ Y1通り : L-150×90×9(2×1カ所)、その他 : L-100×75×7(2×3ヶ所)



※ 土間・基礎コンクリート : Fc=21 N/mm2、スランブ=15cm

※特記無き限り、見掛け部分はDP塗り

アルテック設計

津市大谷町233番地 TEL 059-225-1602

一級建築士 第177266号

伊藤 公智

DRAWING BY
DATA

原図 : A2

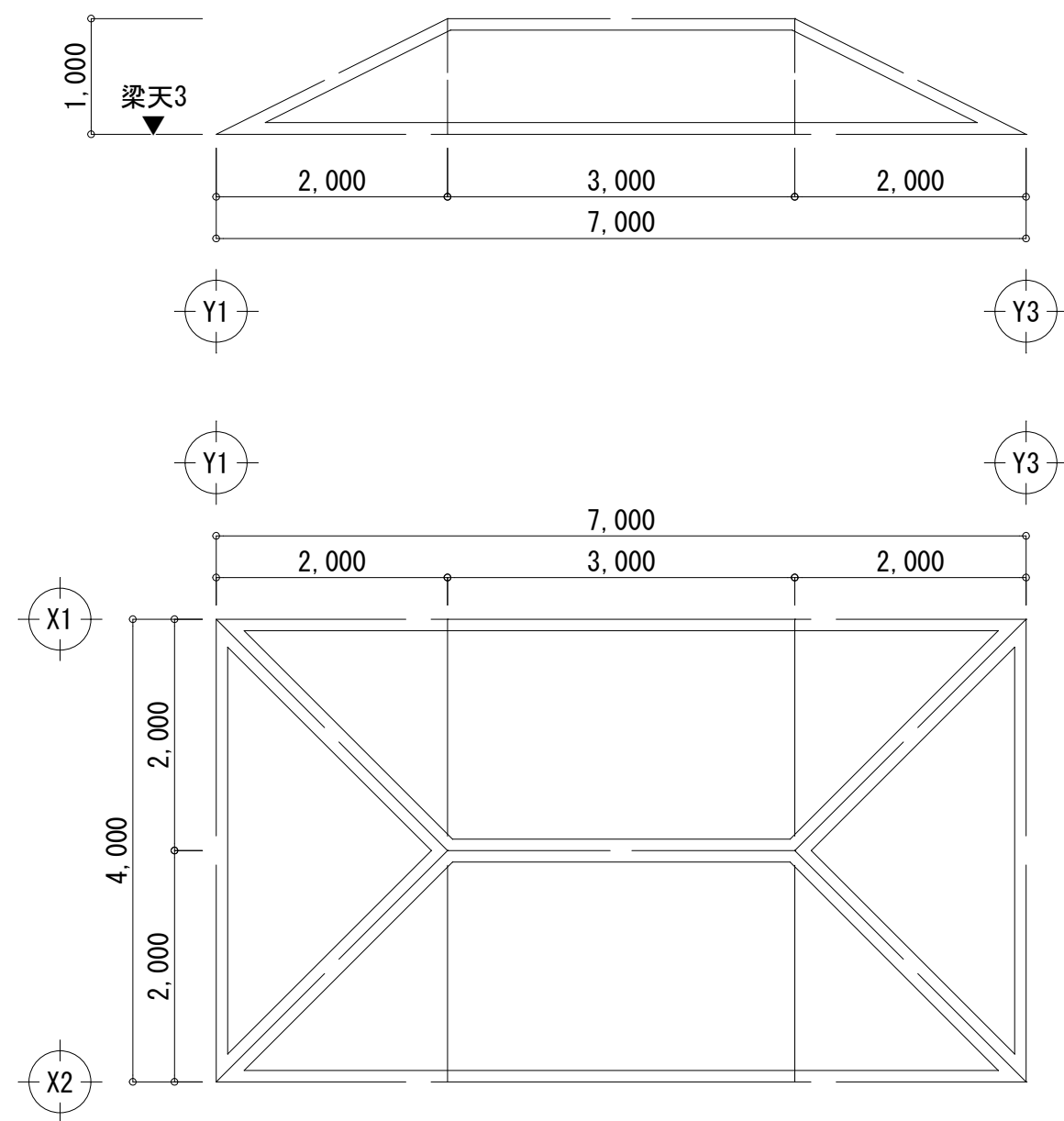
【 】内は撤去を示す。
《 》内は新設を示す。
カッコ無しものは既存のままとする。

津市久居中央スポーツ公園内
プールのスライダー改修工事

雑詳細図 2

A - 11

S : 図示

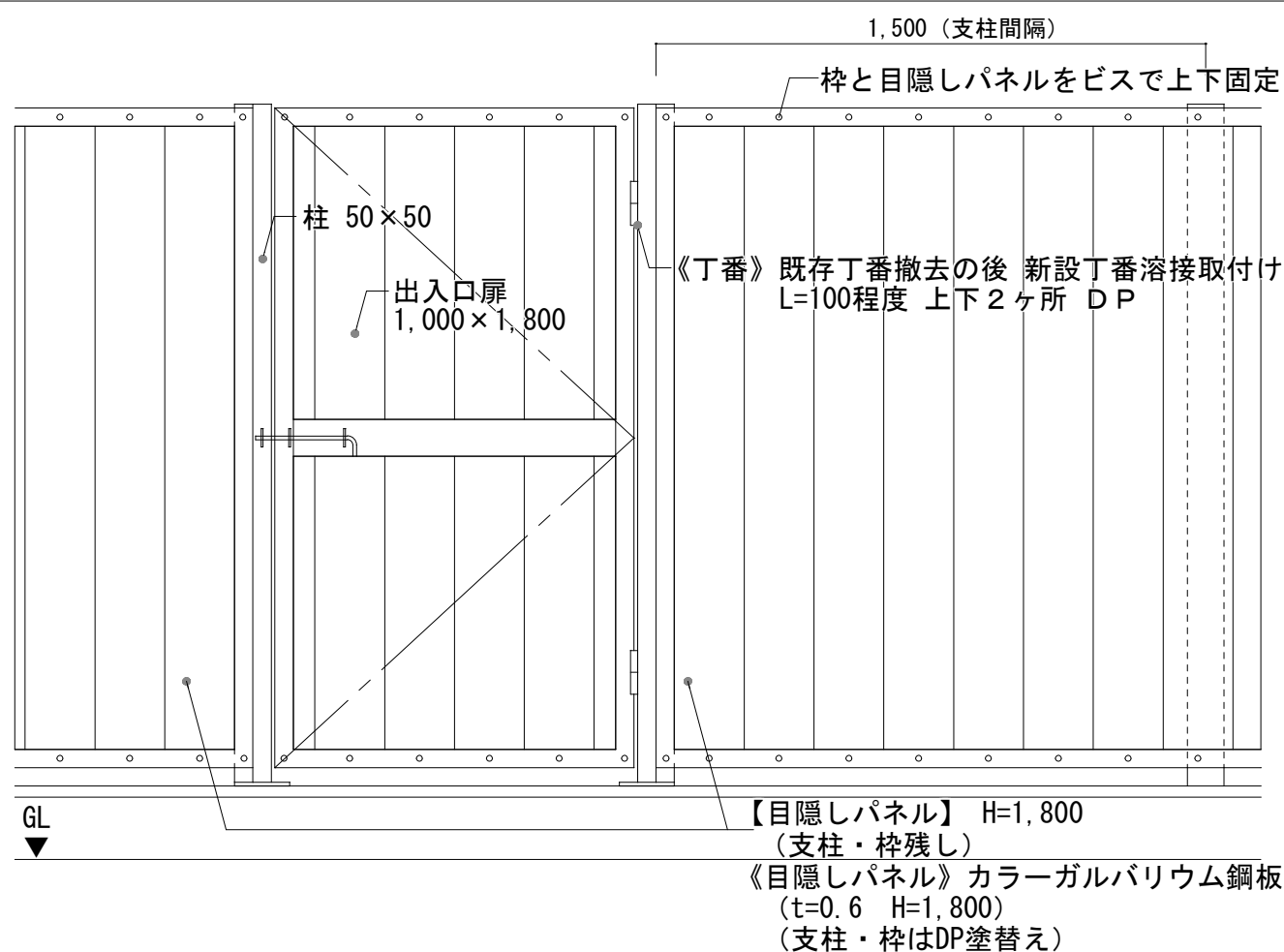


凡例

- ロープ位置を示す(ポリエステル金剛打ち φ6)
- テント分割位置を示す

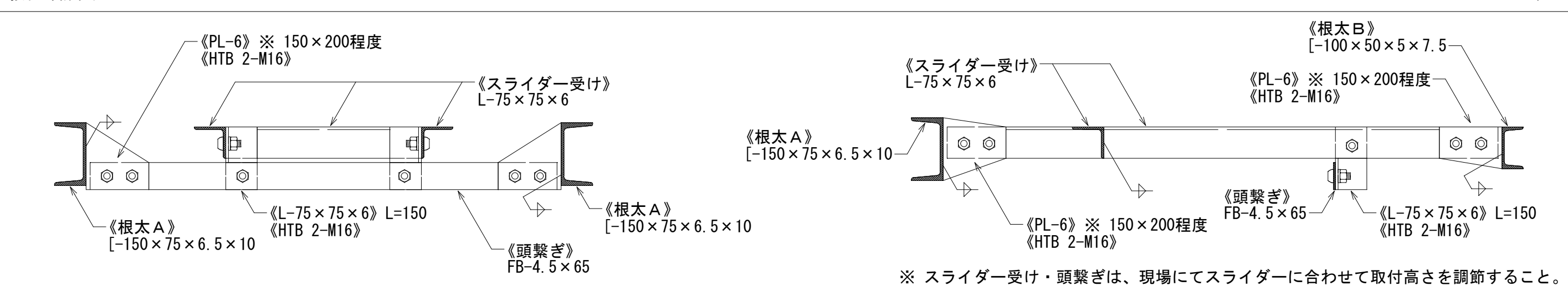
部材リスト

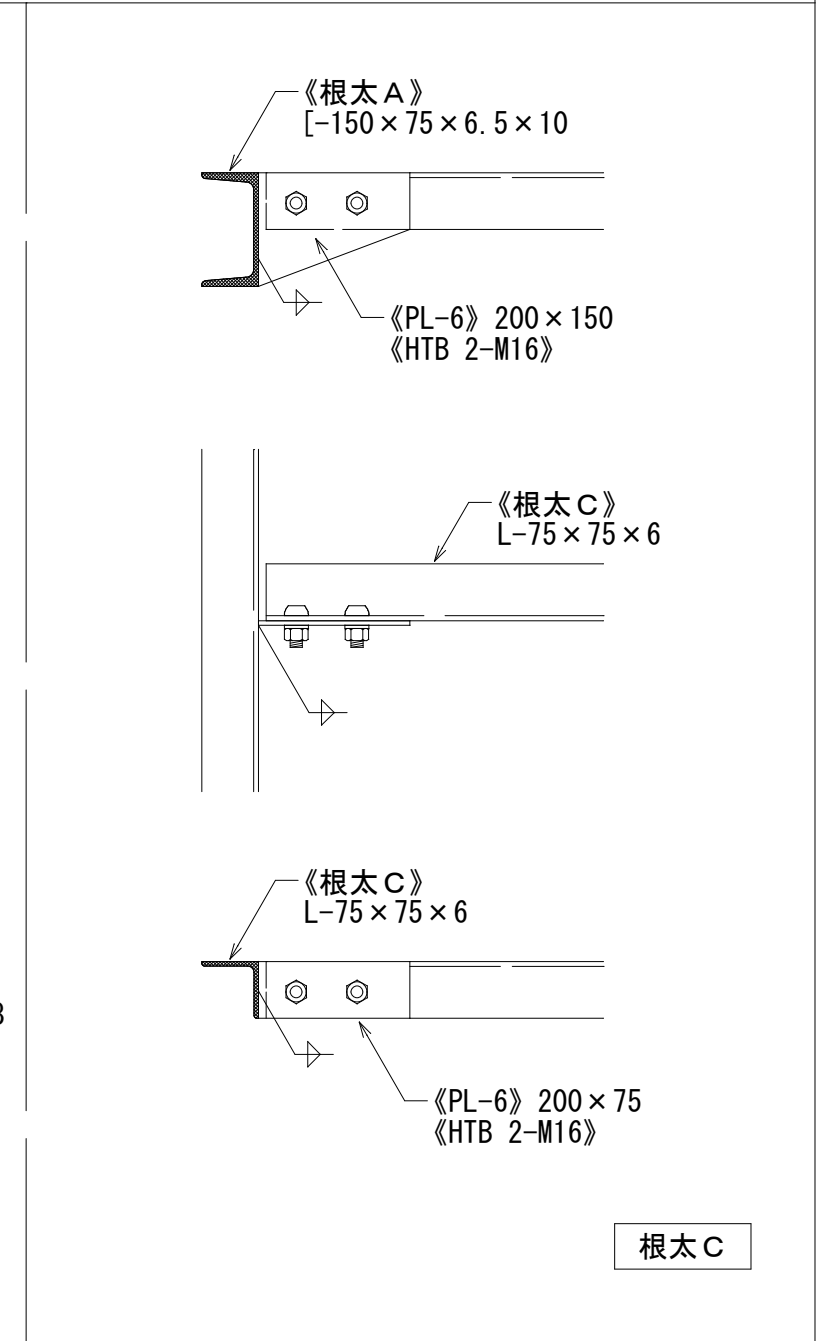
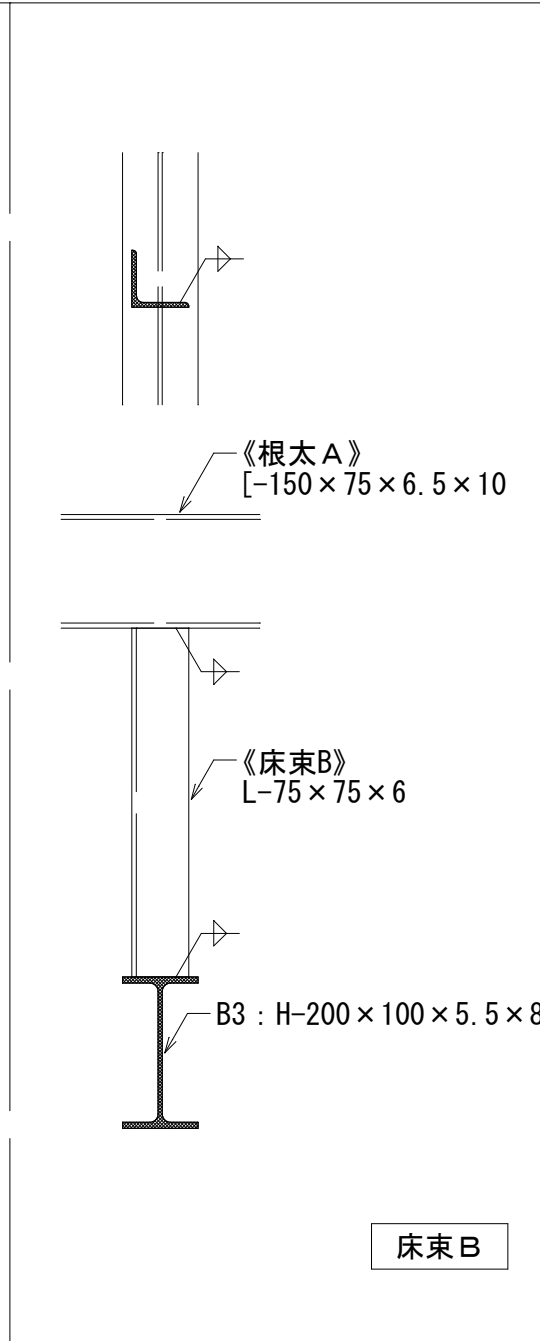
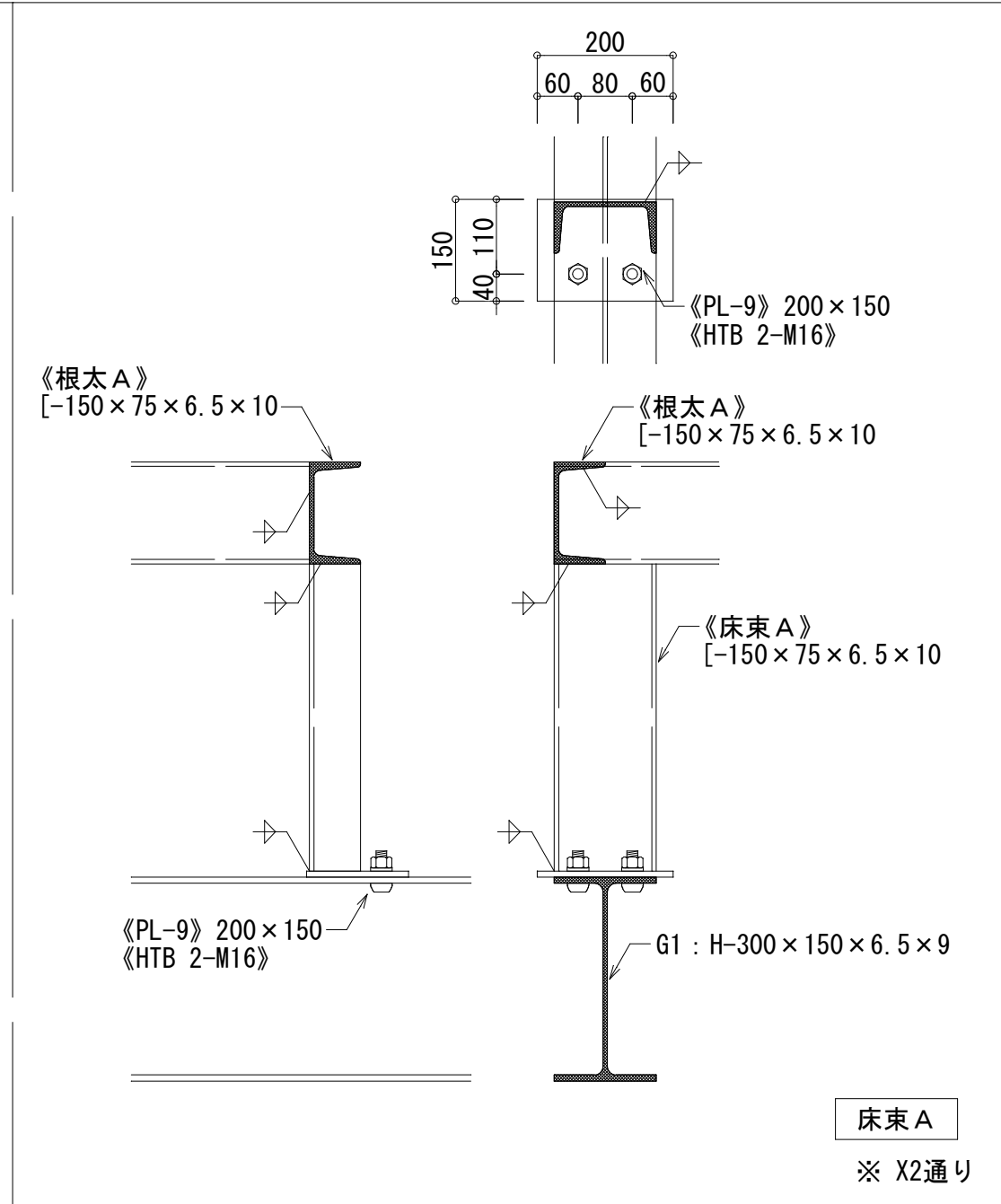
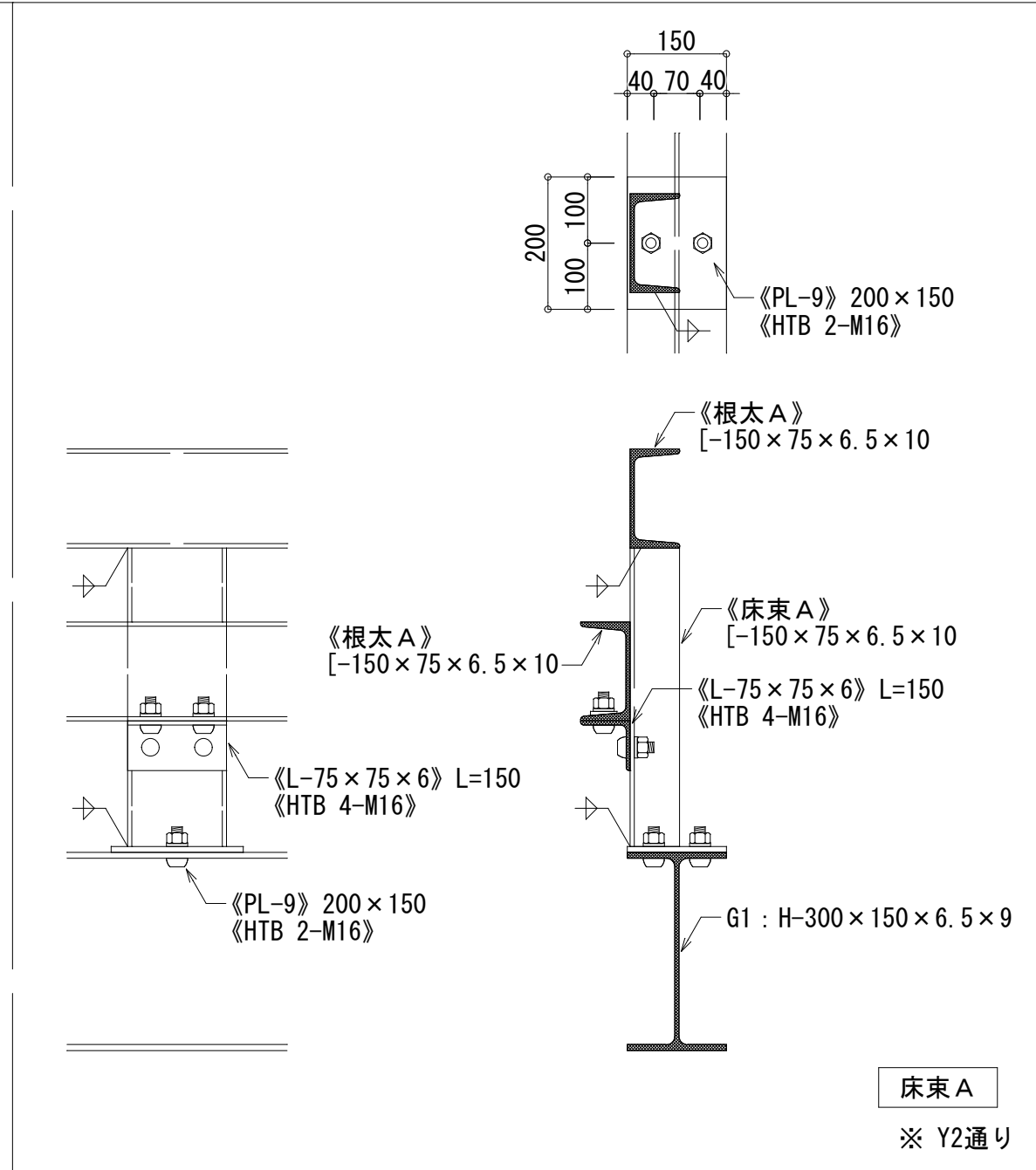
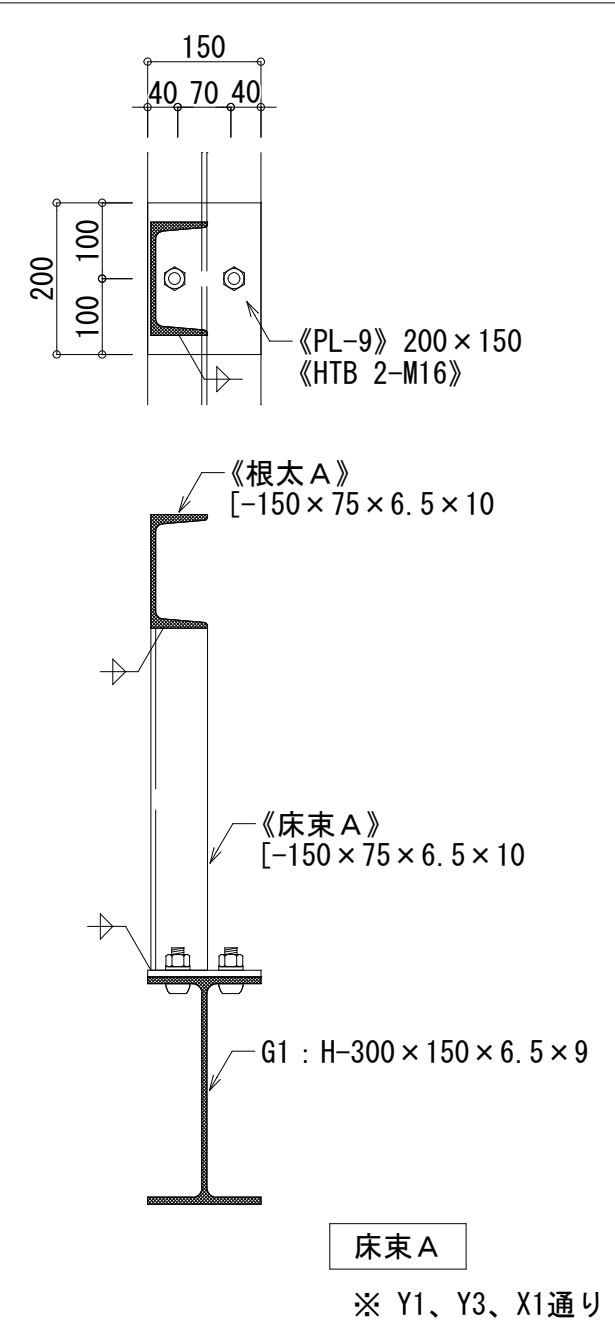
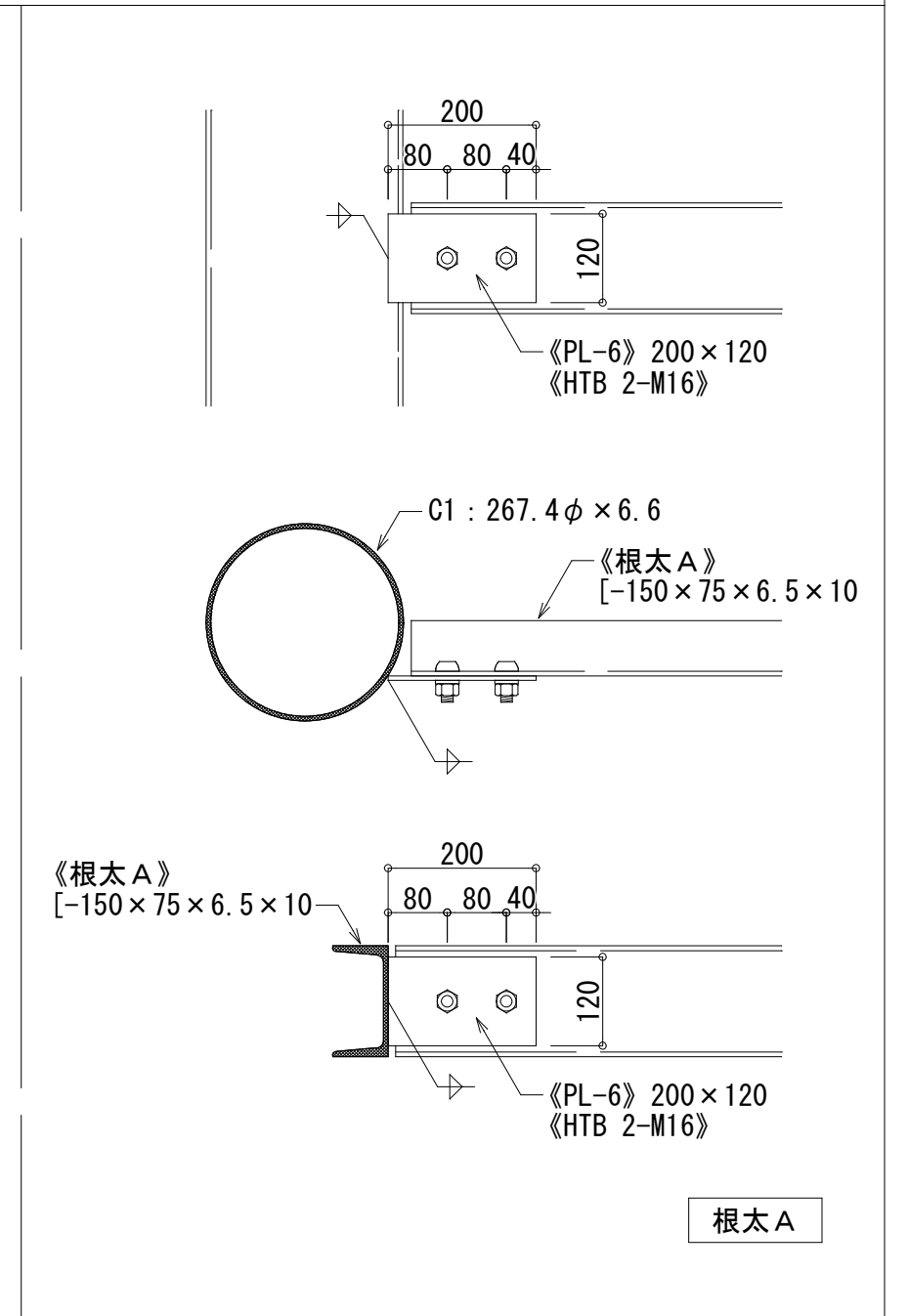
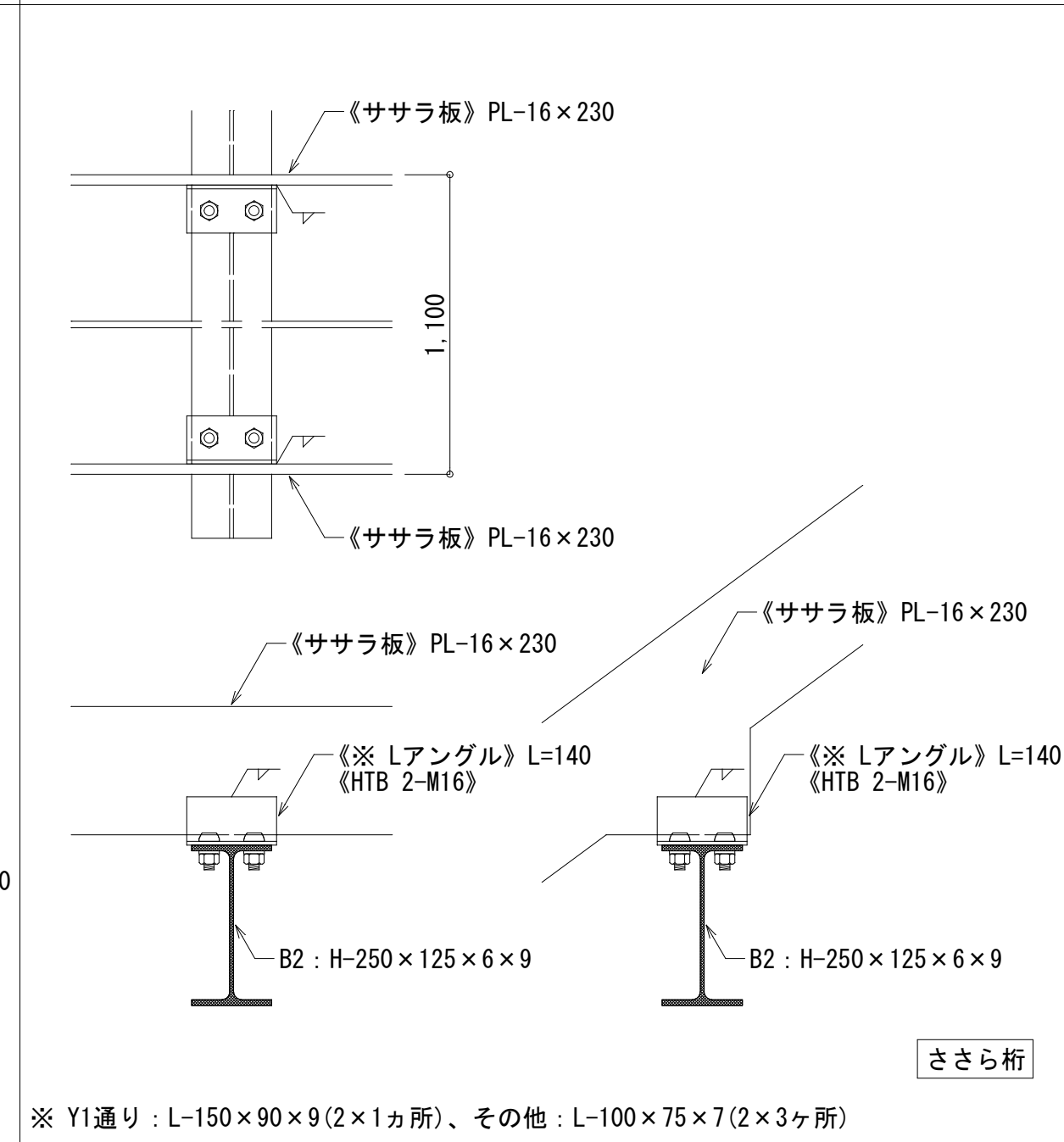
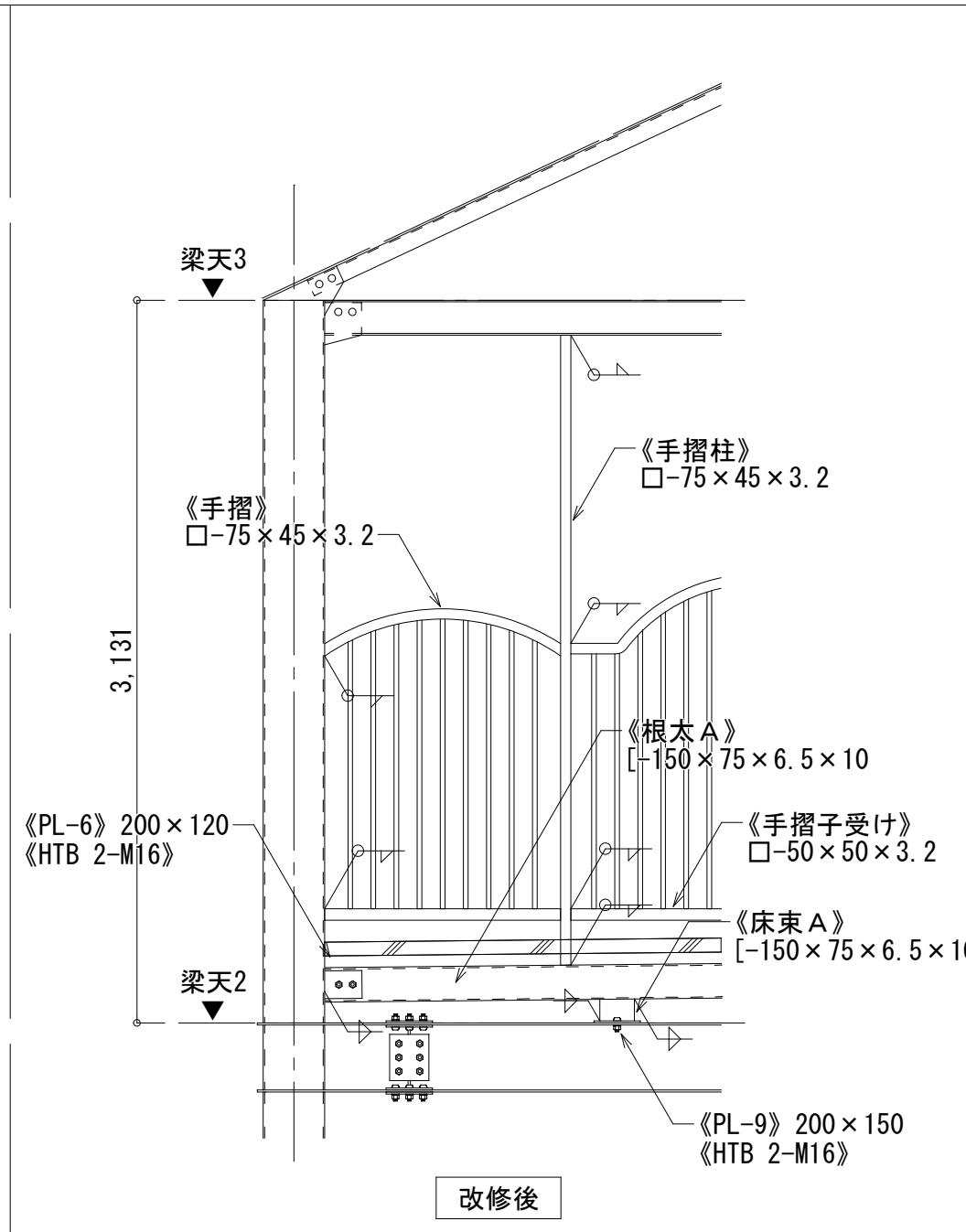
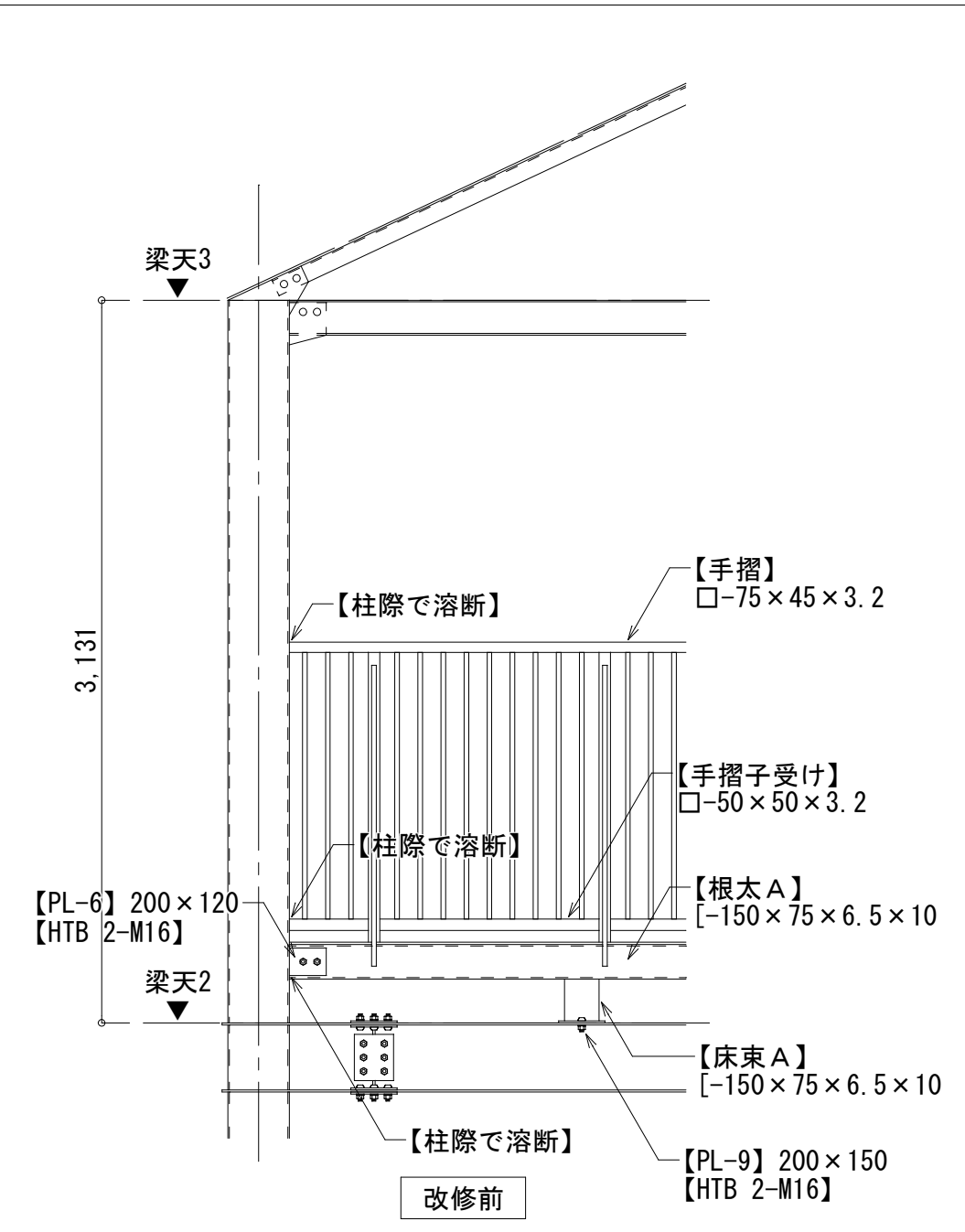
符号	部材(改修前)	部材(改修後)	プレート	ボルト	備考
C1	267.4φ×6.6	既存のまま			
G1	H-300×150×6.5×9	既存のまま			
G2	[-150×75×6.5×10]	既存のまま			
B1	L-75×75×6	既存のまま			
B2	H-250×125×6×9	既存のまま			
B3	H-200×100×5.5×8	既存のまま			
V1	M16	既存のまま			
床板	【PL-4.5】	《PL-6.0》			根太に現場溶接
根太 A	【[-150×75×6.5×10]】	《[-150×75×6.5×10]》	《PL-6》200×120	《HTB 2-M16》	プレートは柱・根太に現場溶接
根太 B	【[-100×50×5×7.5]】	《[-100×50×5×7.5]》			根太接合部分は現場溶接
根太 C	【L-75×75×6】		【PL-6】200×150 (根太 A への接続部) 【PL-6】200×75 (根太 C への接続部)	【HTB 2-M16】 【HTB 2-M16】	
根太 D	【L-50×50×6】				
根太 E	【L-75×75×6】	《L-75×75×6》			
スライダー受け		《L-75×75×6》	《PL-6》150×200程度	《HTB 2-M16》	現場にて取付高さ調整
頭繋ぎ	【FB-4.5×50】	《FB-4.5×65》	《PL-6》150×200程度	《HTB 2-M16》	現場にて取付高さ調整
床束 A	【[-150×75×6.5×10]】	《[-150×75×6.5×10]》	《PL-9》200×150	《HTB 2-M16》	根太接合部分は現場溶接
床束 B	【L-75×75×6】		【PL-9】200×75	【HTB 2-M16】	
階段床	【PL-4.5】	《PL-4.5》			
ササラ板	【PL-16×230】	《PL-16×230》	《L-150×90×9》L=140 (2ヶ所)、《L-100×75×7》L=140 (6ヶ所)	《HTB 2-M16》	Lアングル接合部分は現場溶接
手摺	【□-75×45×3.2】	《□-75×45×3.2》			柱・手摺柱接合部分は現場溶接
手摺柱	【□-50×50×3.2】	《□-75×45×3.2》			梁接合部分は現場溶接
手摺子受け	【□-50×50×3.2】	《□-50×50×3.2》			柱・手摺柱接合部分は現場溶接
手摺子	【□-40×20×1.6】@100	《□-40×20×1.6》@100			
塗装	全てSOP塗装	全てDIP塗替え(新設部共)			



鋼材(新設部材) : SS400、STKR400(手摺部材) 高力ボルト : S10T ※ 特記なきものは工場溶接とする。
 高力ボルト : S10T 土間・基礎コンクリート : Fc=21 N/mm2 (スランプ=15cm) デッキコンクリート(軽量) : Fc=21 N/mm2 (スランプ=15cm)

接合部詳細図





※ 仮設足場の設置に際して、既存ポンプに注意すること。
 ※ 既存ポンプは全て養生すること。

